

横浜市
よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン

令和6年11月

横浜市道路局施設課

はじめに

近年、急速に高齢化が進んでおり、高齢者や障害者の自立と社会参加による健全で活力ある社会の実現や、子育て世代が安心して子供を産み、育てることができる社会環境づくりが求められています。

また、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる「共生社会」の実現が求められています。

このような中で、高齢者、障害者、子育て世代等をはじめ全ての利用者にとって、道路が安全で安心して利用でき、利用者のニーズに合った質の高い空間となるよう、バリアフリー整備を進めていく必要があります。

道路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法や同法に基づく道路移動等円滑化基準、「横浜市福祉のまちづくり条例」などにに基づき実施する必要がありますが、整備を実施する際に判断に迷うところがありました。

そこで、本ガイドラインは、横浜市における道路のバリアフリー整備の指針として、平成 18 年 3 月に策定されたものであり、このたび、国土交通省の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定などを踏まえ、改定するものです。

このガイドラインを参考に、利用者の行動特性を理解し、道路が利用者にとって安全で快適な空間となるよう、工夫しながらバリアフリー整備を進めてください。

令和6年11月

～目 次～

第 1 章 道路利用者の基本寸法と行動特性	1
1-1 主な道路利用者の基本寸法	1
1-2 各利用者の行動特性と配慮すべき事項	1
(1) 高齢者	1
(2) 肢体不自由者（車いす使用者）	1
(3) 肢体不自由者（車いす使用者以外）	1
(4) 内部障害者	2
(5) 視覚障害者	2
(6) 聴覚・言語障害者	2
(7) 知的障害者	2
(8) 精神障害者	3
(9) 発達障害者	3
(10) 高次能機能障害者	3
(11) 妊産婦	4
(12) 乳幼児連れ	4
(13) 外国人	4
(14) その他	4
第 2 章 歩道の整備基準	5
2-1 歩道の設置	5
2-2 形式	5
2-3 幅員	7
2-4 舗装	7
2-5 縦断勾配	8
2-6 横断勾配	9
2-7 横断歩道における歩道の取扱い	10
2-8 バス停における歩道の取扱い	13
2-9 タクシー乗降場における歩道の取扱い	14
2-10 マウントアップ形式における車両乗入れ部の構造	14
(1) 構造	14
(2) 勾配と幅員	14
(3) すりつけ方法	15
①植樹帯等がない場合	15
②植樹帯等がある場合	16
③歩道の幅員が狭く①、②の基準ですりつけが行えない場合	16

第3章 視覚障害者誘導用ブロックの整備基準	17
3-1 基本事項	17
(1) 留意事項	17
(2) 視覚障害の症状・程度の例	17
(3) 視覚障害者の行動特性と配慮すべき事項	19
3-2 構造	19
(1) 形状・寸法	19
(2) 色	21
(3) 材質	21
3-3 設置場所	22
3-4 設置例	22
(1) 設置例の凡例	22
(2) 横断歩道の設置例（直線部に横断歩道がある場合）	23
①基本的な設置方法	23
②歩道幅員が広い場合	23
③歩道幅員が狭い場合	24
④連続誘導のルート上に横断歩道がある場合	24
⑤横断歩道が斜めの場合	25
⑥自転車横断帯がある場合	25
(3) 横断歩道の設置例（巻き込み部に横断歩道がある場合）	26
①基本的な設置方法	26
②歩道幅員が狭い場合	26
③自転車横断帯がある場合	27
④2方向の横断（横断歩道が離れている）の場合	27
⑤2方向の横断（横断歩道が近接している）の場合	28
(4) 横断歩道の設置例（中央分離帯）	28
①広い中央分離帯	28
②狭い中央分離帯	28
(5) 立体横断施設の昇降部の設置例	29
①横断歩道橋	29
②地下横断歩道等（入口部分が歩道上の歩行方向と一致している場合）	29
③地下横断歩道等（入口部分が歩道上の歩行方向に対して直角方向である場合）	30
④階段	30
⑤傾斜路	31
⑥エレベーター	31
(6) バス停、タクシー乗降場の設置例	31
①歩道幅員が広い場合	31
②歩道幅員が狭い場合	32
(7) 誘導の必要がある指定施設等の出入口部の設置例	32

(8) 分岐部、屈折部の設置例.....	32
①分岐部 (30cm 角のブロックを使用した場合)	32
②分岐部 (40cm 角のブロックを使用した場合)	33
③屈折部	33
(9) 障害物の設置例	33
①障害物が歩道中央部にある場合.....	33
②障害物が歩道端部にある場合.....	33
3-5 その他設置の考え方	34
(1) 横断歩道があるが、歩道が片側のみの場合	34
①現況で誘導ブロックが設置されていない場合.....	34
②現況で歩道に誘導ブロックが設置してある場合.....	34
(2) 横断歩道がない交差点部での歩道巻き込み部の場合	34
(3) 踏切道における視覚障害者誘導用ブロックの設置について	35
3-6 注意事項	37

第4章 立体横断施設の整備基準 **39**

4-1 立体横断施設設置の考え方	39
4-2 通路 (横断歩道橋、地下横断歩道橋)	39
(1) 幅員	39
(2) 勾配	39
(3) 手すり	40
(4) 路面	40
(5) その他	41
4-3 階段	41
(1) 形式	41
(2) 幅員	42
(3) 勾配、けあげ高、踏み幅.....	42
(4) 踊り場	43
(5) 手すり	44
(6) 路面	45
(7) その他	45
4-4 傾斜路	45
(1) 幅員	45
(2) 勾配及び踊り場.....	46
(3) 手すり	47
(4) 路面	48
(5) その他	48

第5章 道路付属物等の整備基準	49
5-1 案内標識	49

参考資料（動作寸法の考え方） 出典：横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル..... **50**

○ 手動車いす（自走用標準型）	50
○ 電動車いす（自操用標準形）	53
○ 電動車いす（自操用ハンドル形：シルバーカー）	54
○ 杖使用者	55
○ 視覚障害者.....	56

第1章 道路利用者の基本寸法と行動特性

1-1 主な道路利用者の基本寸法

表-主な道路利用者の基本的寸法

対象者	人（成人男性）	自転車	車いす	杖使用者	シルバーカー
静止状態	幅 45cm	幅 60cm	幅 70cm	幅 90cm	幅 70cm
通行時	幅 70~75cm	幅 100cm	幅 100cm	幅 120cm	幅 100cm

※その他の動作寸法などは巻末の「参考資料（動作寸法の考え方）」を参考にしてください。

1-2 各利用者の行動特性

(1) 高齢者

- 階段、段差の移動が困難
- 長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難
- 視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難など

(2) 肢体不自由者（車いす使用者）

- 階段、段差の昇降が不可能
- 移動及び車内で一定以上のスペースを必要とする
- 座位が低いため高いところの表示が見にくい
- 上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
- 脳性まひなどにより言語障害を伴う場合があるなど

(3) 肢体不自由者（車いす使用者以外）

- 階段、段差や坂道の移動が困難
- 長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難
- 上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
- 片まひがある場合、トイレの戸が右開きか左開きかで使いにくいことがあるなど

(4) 内部障害者

- 外見からは気づきにくい
- 急な体調の変化により移動が困難
- 疲労しやすく長時間の歩行や立っていることが困難
- オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）によりトイレに専用設備が必要
- 障害によって、酸素ボンベ等の携行が必要など

(5) 視覚障害者

- 視覚による情報認知が不可能あるいは困難
- 空間把握、目的場所までの経路確認が困難
- 案内表示の文字情報の把握や色の判別が困難
- 白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがあるなど

(6) 聴覚・言語障害者

- 音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難
- 音声・音響等による注意喚起がわからないあるいは困難
- 発話が難しく言語に障害がある場合があり伝えることが難しい
- 外見からは気づきにくいなど

(7) 知的障害者

- 道に迷ったり、次の行動を取ることが難しい場合がある
- 感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある
- 情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある
- 周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある
- 読み書きが困難である場合がある
- 視覚過敏や聴覚過敏である場合があるなど

(8) 精神障害者

- 新しいことに対して緊張や不安を感じる
- 混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる
- 周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある
- ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある
- 服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある
- 外見からは気づきにくい
- 視覚過敏や聴覚過敏である場合があるなど

(9) 発達障害者

- 注意欠陥多動性障害(AD/HD)等によりじっとしてられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動が出る場合がある
- 広汎性発達障害等により特定の事柄に強い興味や関心、こだわりを持つ場合がある
- 反復的な行動を取る場合がある
- 学習障害(LD)等により読み書きが困難である場合がある
- 他人との対人関係の構築が困難
- 視覚過敏や聴覚過敏である場合があるなど

(10) 高次脳機能障害者

- 半側空間無視や注意障害がある場合、歩道等を移動する際に転落や人・ものにぶつかる危険がある
- 注意障害などにより、必要な「情報を見つけるのが難しいことがある
- 失語や失認などにより、案内や表示を見ても内容が理解できないことがある
- 記憶障害や地誌的障害などにより、道順や経路、目印が覚えられないことがあるなど

(11) 妊産婦

- 歩行が不安定（特に下り階段では足下が見えにくい）
- 長時間の立位が困難
- 不意に気分が悪くなったり疲れやすいことがある
- 初期などにおいては外見からは気づきにくい
- 産後も体調不良が生じる場合があるなど

(12) 乳幼児連れ

- 階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である）
- 長時間の立位が困難（子どもを抱きかかえている場合など）
- 子どもが不意な行動をとり危険が生じる場合がある
- オムツ交換や授乳できる場所が必要など

(13) 外国人

- 日本語による情報取得、コミュニケーションが不可能あるいは困難など

(14) その他

- 一時的なけがの場合（松葉杖やギブスを使用している場合など含む）
- 難病、一時的な病気の場合
- 重い荷物、大きな荷物を持っている場合
- 初めての場所を訪れる場合（不案内）など

※高齢者・障害者等においては、重複障害の場合がある。

出典：道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省道路局 令和4年6月）

第2章 歩道の整備基準

2-1 歩道の設置

- 道路には、歩道を設けることを基本とします。ただし、やむを得ない場合は歩道と車道を区分するなどして、歩行空間を確保することに努めます。

【解説】

➤ 歩道の設置で配慮すべき事項について

歩行者の安全な通行を確保するためには、車道と分離して歩道を設置しなければなりません。しかし、やむを得ず歩道が設置できない場合には、カラー舗装などにより通行部分を分離し、歩行者の安全性に配慮するよう努めます。

2-2 形式

- 歩道の形式は、波打ちを解消するためセミフラット形式（＝歩道（縁石を除く）の車道に対する高さが5cm）を標準とします。
- 歩道は、縁石を用いて車道と明確に分離します。
- 縁石の車道面に対する高さは15cmを標準とし、当該道路の構造及び交通状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めます。
- 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保する必要がある場合においては、植樹帯を設け、又は並木若しくは柵を設けます。

【解説】

➤ 歩道の形式について

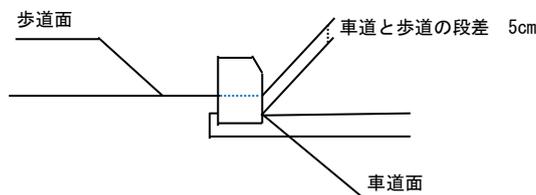
歩道の形式は、セミフラット形式、マウントアップ形式、フラット形式がありますが、歩道の波打ちを解消するため、歩道の車道に対する高さを5cmとするセミフラット形式を標準とします。ただし、既設の道路改良などにおいて、現場状況や費用面などからセミフラット形式で整備することが効果的でない場合は、波打ち歩道とならないように配慮し、マウントアップ形式で整備します。また、車両の乗入れによる切下げなど、セミフラット形式の整備を部分的に実施すると、かえって波打ちを発生させることになるため、既設のマウントアップ歩道においては、第2章 2-10「マウントアップ形式における車両乗入れ部の構造」に基づき整備します。



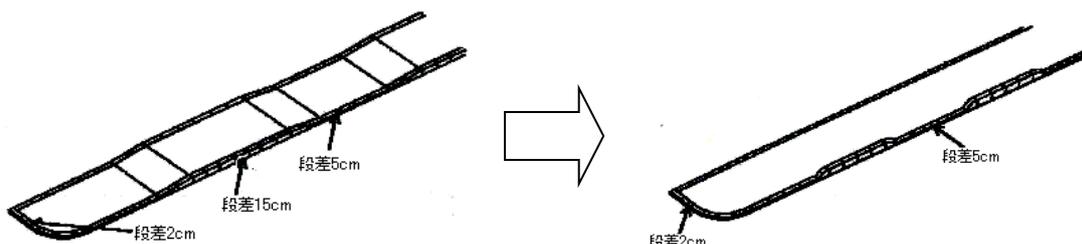
図一セミフラット形式

図一マウントアップ

(参考) 図一フラット形式



図一セミフラット形式における歩車道段差 5cm のイメージ



図一波打ち歩道解消のイメージ

➤ 歩道と車道の分離について

歩道の縁石の高さは、車道との明確な分離を図るとともに、車両の車道外への逸脱防止、降雨時の沿道民地への雨水流入防止の必要性から、車道等に対して 15cm を標準とします。

さらに、車両走行速度が早い幹線道路等で、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保及び歩道への車両乗り上げ防止においては、縁石の設置以上の措置が必要となると道路管理者が判断する場合には、縁石の設置に加えて植樹帯、並木又は柵を設置します。

➤ セミフラット形式における歩道の車道に対する高さ (5cm) の例外について

① 横断歩道に接続する歩道の高さは、2cm を標準とする (第 2 章 2-7 を参照)

横断歩道に接続する歩道の車道に対する高さは、**視覚障害者が通行する際、歩道と車道を認識するために必要**です。その一方で、**車いす使用者や高齢者等の通行性から見ると極力段差がない構造が望ましい**といえます。そこで、双方が通行できる段差として **2cm を標準**としています。

② バス停を設ける歩道の高さは、15cm を標準とする (第 2 章 2-8 を参照)

高齢者、身体障害者等が低床バスに円滑に乗降できる高さとして、**バス停での歩道高さは 15cm を標準**としています。

2-3 幅員

- 歩道の有効幅員は、2.0m以上とします。ただし、やむを得ない場合は有効幅員を1.5mまで縮小することができます。
- さらに、歩行者交通量に応じて必要幅員を決定します。

【解説】

➤ 有効幅員2mの考え方について

歩道は、車いす利用者がいつでもすれ違える幅員（2m以上）を確保しなければなりません。このため、歩道上のポラードや横断防止柵、電柱などの路上施設に必要な幅員を除き、実質すれ違い可能な幅員（＝有効幅員）を確保する必要があります。しかし、既設道路における改良事業やその他の特別な理由によりやむを得ず基準の有効幅員を確保することが困難な場合は、歩道の有効幅員を1.5m以上確保します。

➤ その他の幅員の考え方について

歩行者交通量の多い道路における歩道の有効幅員は3.5m以上とします。また、自転車歩行者道においては、歩行者交通量の多い道路の場合4.0m以上、その他の場合は3.0m以上とします。

2-4 舗装

- 歩道の舗装は、透水性があり、平坦かつ滑りにくいものとします。

【解説】

➤ 透水性のある舗装について

アスファルト舗装においては開粒、インターロッキング舗装においては透水性のあるものを使用します。

➤ 平坦性等について配慮すべき事項について

舗装材は平坦で滑りにくいものを使用します。また、インターロッキングブロック等による舗装を行う場合、ブロックとブロックの目地等による段差やがたつきを少なくし、占用物件やマンホールによる段差や、占用工事後の舗装の不具合より平坦性が侵されないよう配慮します。

2-5 縦断勾配

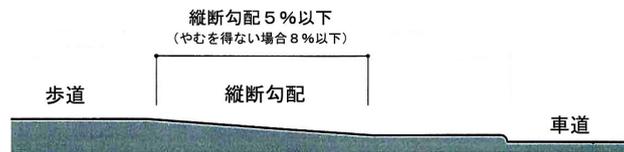
- 歩道の縦断勾配は、5%以下とします。ただし、現場の状況等によりやむを得ない場合には、8%以下とすることができます。

【解説】

➤ 縦断勾配の考え方について

既存研究・文献等から、5%以下であれば車いす使用者が登坂可能と判断されていること、「車いす使用者の勾配部での走行に関する実験」では、ほぼ全ての被験者が8%までの勾配の登坂が可能であったことから上記の基準としています。

また、自然勾配やその他の理由によりやむを得ず基準を満たせない場合もありますが、勾配が急になるほど苦痛感や危険感が大きくなるという意見もあり、縦断勾配はできるだけ急勾配を避けるとともに、休憩スペースとなるような平坦区間を設ける配慮が必要となります。



図一 縦断勾配のイメージ

2-6 横断勾配

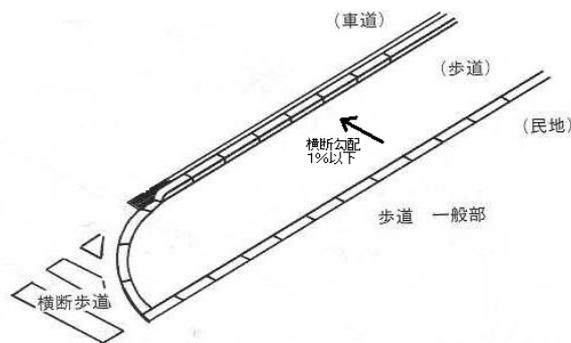
- 歩道の横断勾配は、1%以下とします。ただし、やむを得ない場合には2%以下とすることができます。

【解説】

➤ 横断勾配の考え方について

横断勾配は、車いす使用者の走行、高齢者等に配慮して可能な限り小さくする必要があります。そこで、歩道を透水性のある舗装にすることにより、横断勾配を1%以下としました。

ただし、既設の歩道の補修など部分的に透水性のある舗装に整備することが不適當な場合や特別の理由がある場合は排水のため2%以下まで許容させることとしています。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配の影響で車いすの操作が困難になること、歩道の雨水等は縦断勾配により排水されることから横断勾配の規定に関わらず横断勾配は設けないものとします。



図一横断勾配のイメージ

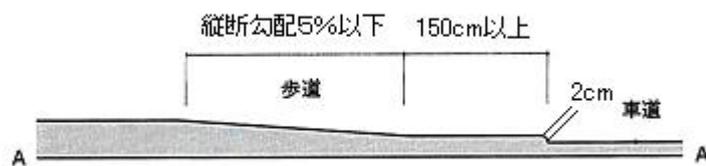
2-7 横断歩道における歩道の取扱い

- 横断歩道に接続する歩道における歩道の車道に対する高さは 2cm を標準とします。より高低差をなくすよう要望がある箇所について、事前に道路局施設課にご相談頂いた上で、日常的に利用している障害者等を含めた道路利用者の合意が得られる場合には、段差が 2cm 以下の構造を採用できるものとします。
- 横断歩道に接続する歩道の部分には、車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分として、進行方向に 1.5m 程度の平坦区間を設けるものとします。
- 横断歩道においては、雨水が滞ることがないように適切な位置に雨水枡等の排水施設を設けるとともに、雨水枡の蓋は車いすのキャスター、白杖の杖、ハイヒール等が落ち込まない構造とします。

【解説】

➤ 歩道の車道に対する高さ 2cm について

横断歩道に接続する歩道の車道に対する高さは、視覚障害者が通行する際、歩道と車道を認識するために必要です。その一方で、車いす使用者や高齢者等の通行性から見ると極力段差がない構造が望ましいといえます。そこで、双方が通行できる段差として 2cm を標準としています。



図一歩車道段差

➤ 段差が 2cm 以下の構造の例について

歩車道境界部の縁端構造については、視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルで両立するよう、全国各地で視覚障害者や車いす使用者等による合意形成の上、工夫された多くの構造が採用されています。

神奈川県では、縁端高さ 0.5cm から背面高さ 2.5cm の縁端構造のブロックを平成 7 年に開発し整備を進めており、本市においては、都筑区すみれが丘（平成 29 年）、旭区二俣川駅南口（平成 30 年）において試験施工を行いました。

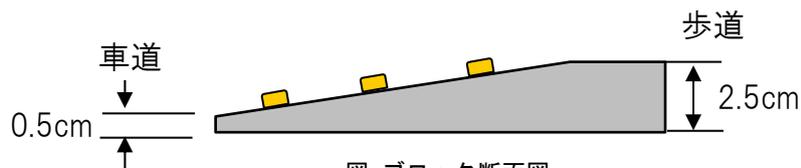


図-ブロック断面図

車いすが滞留できかつ円滑に転回できる部分の考え方について

横断歩道に接続する歩道の部分には、車いす使用者が円滑に横断歩道を渡るために、信号待ちをする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保する必要があります。よって、できる限り平らであり、かつ、防護柵や防止柵、標識などは車いす使用者が転回するために必要な範囲(車いすが転回できる平坦な部分を、進行方向に1.5m程度確保した範囲)に存在しないようにする必要があります。



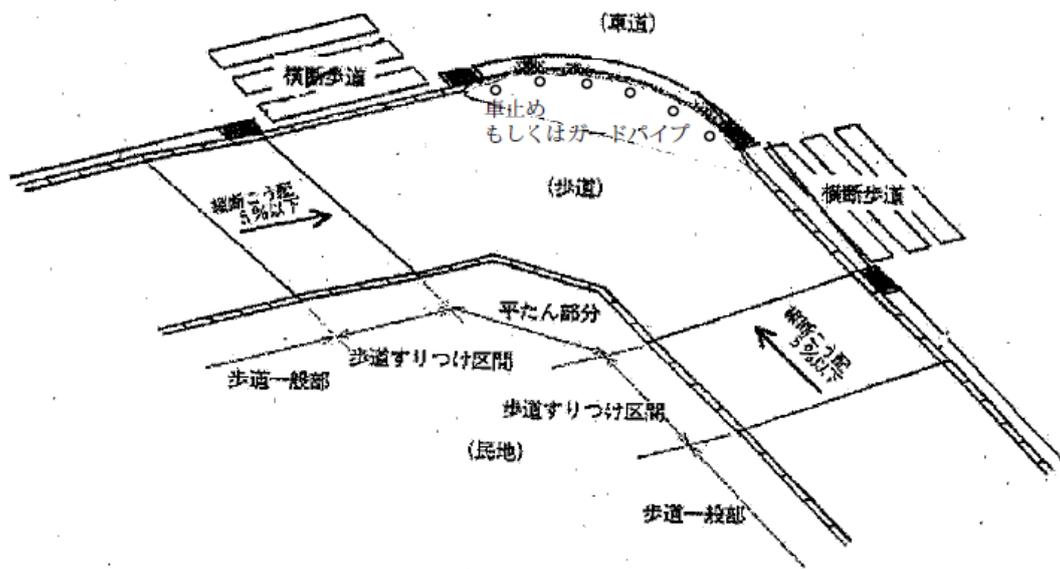
※平坦部分については、巻込始点 (A) からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、巻込始点 (B) から最低1.5m程度設ける

図一 植樹帯等がない場合の整備例



※平坦部分については、巻込始点 (A) からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、巻込始点 (B) から最低1.5m程度設ける

図一 植樹帯等がある場合の整備例



図一交差点部の整備例

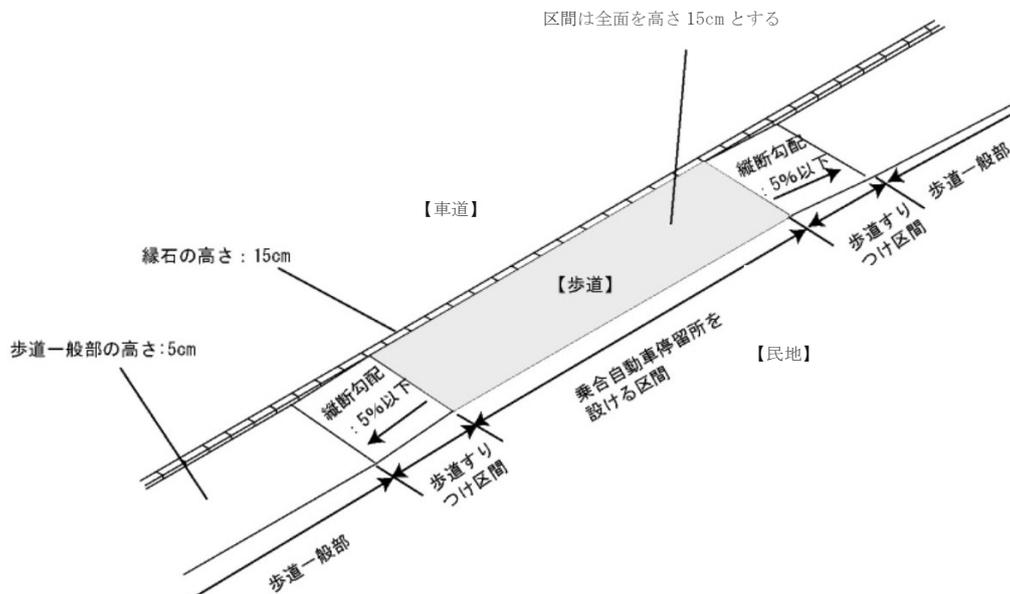
2-8 バス停における歩道の取扱い

- バス停を設ける歩道の車道に対する高さは15cmを標準とします。ただし、道路の構造上やむを得ない場合やバスが正着できない場合は15cmにこだわらず、高さの調整等により、車いす使用者が円滑に利用できる構造とします。

【解説】

➤ バス停部での歩道の車道に対する高さについて

バリアフリー法において、バスの低床化が公共交通特定事業に位置付けられるとともに、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、低床化されたバス車両に転換することとしていることから、高齢者、障害者等が低床バスに円滑に乗降できる構造とします。低床バスが歩道に近接し、適切にスロープ板を設置できる歩道の高さとして、停留所部分の歩道の高さは15cmを標準とします。



※有効幅員は、水平部分のみとするものとします。

※セミフラット型の歩道における、ストレート型での整備例。

※乗合自動車停留所の区間の長さは、歩行者の滞留人数を考慮して乗合自動車の乗降に支障がない範囲を15cmに嵩上げするものとします。

※停留所が連担して、停留所付近の歩道が波打ち状になる場合は、セミフラット歩道などにかかわらず歩道を嵩上げするものとします。

図-バス停を設ける歩道の構造の例

2-9 タクシー乗降場における歩道の取扱い

- タクシー乗降場に接続する歩道の車道に対する高さは2cmとします。
- タクシー乗り場に接続する歩道の部分には、車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分として、進行方向に1.5m程度の平坦区間を設けるものとします。

【解説】

➤ タクシー乗降場における歩道の取扱い

タクシー乗降場の基準は、2章 2-7「横断歩道での歩道の取扱い」に示される基準と統一したものになっています。

2-10 マウントアップ形式における車両乗入れ部の構造

(1) 構造

- 車両乗入れ部における歩道の車道に対する高さは5cmとします。

(2) 勾配と幅員

- 横断勾配1%以下の有効幅員を2.0m以上確保します。ただし、やむを得ない場合は、横断勾配を2%以下に、有効幅員を1.0mまで緩和できるものとします。

【解説】

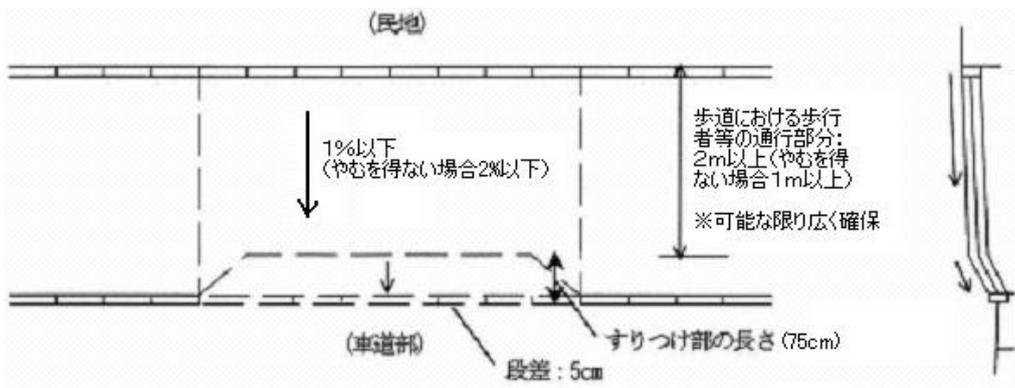
➤ 勾配と幅員について

車両乗入れ部においても、車いす使用者がすれ違ふことが可能な有効幅員を確保しなければなりません。しかしながら、限られた道路幅員の中で、車両乗入れ部において2.0mを確保できない場合もあり、これによりバリアフリー化の事業が滞る状況が想定されるため、車いす使用者の通行が可能な1.0mまで緩和できるものとします。

(3) すりつけ方法

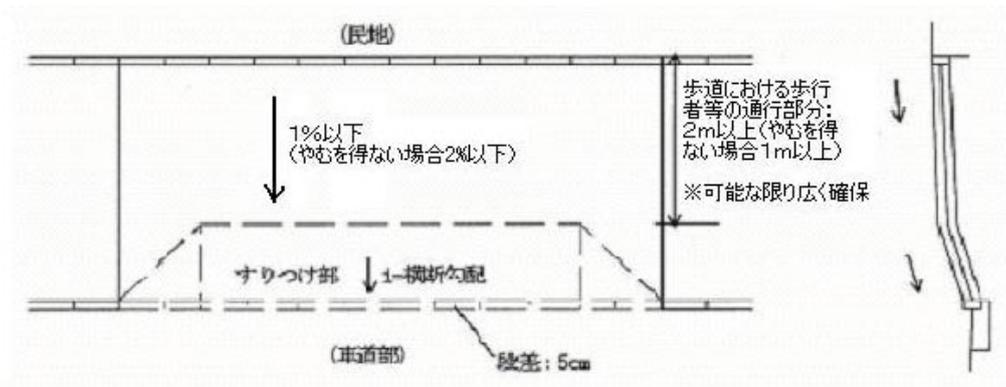
①標準的なすりつけ方法

- 歩道面と車道面の高さが 15cm の場合は、道路の横断方向に 75cm とすることを標準とします。
- 歩道の高さが 15cm を超える場合は、すりつけ部の横断勾配を 15%以下（乗入れ用段差ブロックを使用する場合には 10%以下）とします。



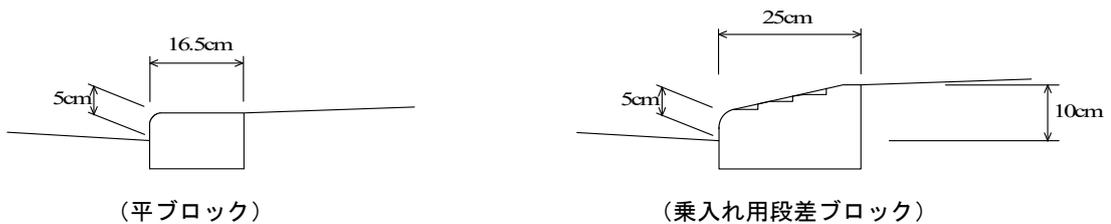
- ※歩道における歩行者等の通行部分は 2m 以上を確保する。
- ※すり付け部の長さは 75cm とすることを標準とする。
- ※車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

図一歩道面と車道面との高低差が 15cm の場合



- ※歩道における歩行者等の通行部分は 2m 以上を確保する。
- ※すり付け部の勾配は 15%以下（乗入れ用段差ブロックを使用する場合は 10%以下）とする。
- ※車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

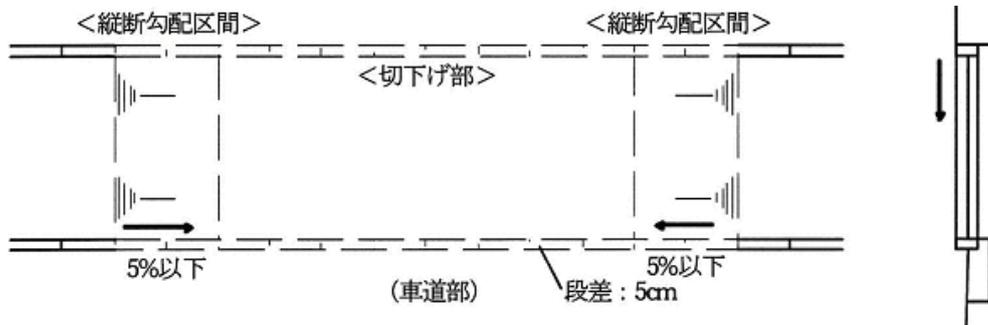
図一歩道面と車道面との高低差が 15cm を超える場合



図一車両乗り入れ部におけるブロックの構造

②歩道の幅員が狭く①の標準的な基準ですりつけが行えない場合

- 車道と歩道と民地の高低差を考慮し、車両乗入れ部を全面切り下げて縦断勾配5%以下（やむを得ない場合8%）ですりつけます。



※すり付け部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

図-①の標準的な基準ですりつけが行えない場合（全面切り下げ）

3章 視覚障害者誘導用ブロックの整備基準

3-1 基本事項

(1) 留意事項

- 視覚障害者誘導用ブロックは、道路及び沿道に関するある程度の情報をもって道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのものです。設置にあたっては、個々の現場により設置例どおりの施工が困難な場合があるため、視覚障害者の方々がどのようにそれを利用するのかを理解した上で、整備を実施することが重要となります。

【解説】

➤ 設置にあたっての留意事項

視覚障害者誘導用ブロックは、道路及び沿道に関するある程度の情報をもって道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのものです。

どれ一つとっても同じ現場はないため、設置例をそのまま使用できるとはかぎりません。よって、基本的な視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を理解し、視覚障害者の行動特性を考慮した上で設置しなければなりません。

(2) 視覚障害の症状・程度の例

- 視覚障害者の症状・程度は多岐にわたっています。また、約6割が弱視者となっています。

【解説】

➤ 視覚障害の例

視覚障害者とは、視覚を有しない方と誤った認識を持つ方がいますが、まったく見えない方、ぼやけて見える方、中心部・周辺部・不規則に視野が欠ける方など様々です。また、視覚障害者の約6割が視覚を有する弱視者となっており、視覚障害者誘導用ブロックの形状のみならず、舗装材とブロックの色の関係（輝度比）も重要となっています。

視覚を有しない	視覚を有する
<ul style="list-style-type: none">・明暗を感じる・明暗を感じない	<ul style="list-style-type: none">・ぼやけて見える（強度の近視等）・視野が欠ける<ul style="list-style-type: none">中心部が欠ける（横斑部変性症等）周辺部が欠ける（緑内障等）不規則に欠ける（糖尿病性網膜症等）色相を判別しにくい（色覚障害等）・まぶしさを強く感じやすい（網膜色素変性症等）・かすむ（白内障等）

表一 視覚障害の症状

級別	視覚障害者の程度
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

注1) 同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。

注2) 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。

(身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」より)

※屈折異常のある場合は、矯正視力について測ったもの。

表一視覚障害者の程度

(3) 視覚障害者の行動特性と配慮すべき事項

- 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮します。
- 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないので、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に配慮します。
- 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮します。
- 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮します。
- 日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意します。
- 弱視者は、個々人で視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮します。
- 盲導犬を利用し移動する者のため、床面は平坦な仕上げとし、盲導犬の休憩スペース等にも配慮します。

3-2 構造

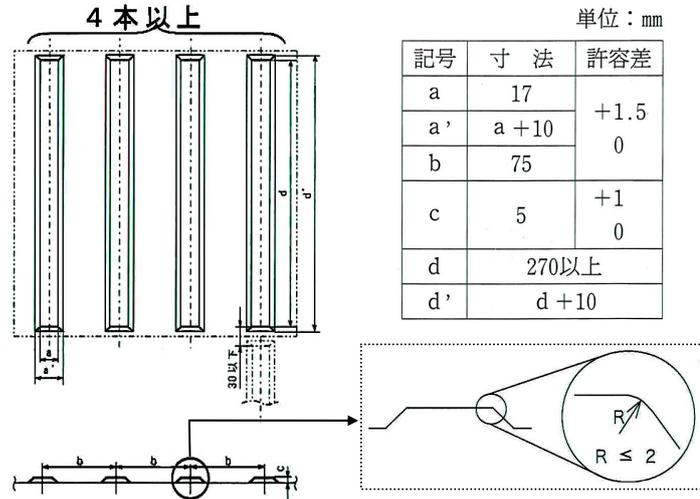
(1) 形状・寸法

- 視覚障害者誘導用ブロックは、線状ブロック及び点状ブロックの 2 種類があります。線状ブロック（方向表示用）は、視覚障害者の移動方向を指示するために路面に敷設されるブロックで、点状ブロック（位置表示用）は、車両・障害物等との接触、転落・転倒等の可能性のある、危険な個所への接近・立入りを防止するため、停止位置を示すものです。
- JIS規格に合わせたものとします。
- 大きさは 30cm 角を原則とします。ただし、周辺の舗装材が 40cm の平板で 30cm 角では舗装材を加工することになり、がたつきの原因となる場合などは 40cm 角の使用も可能とします。

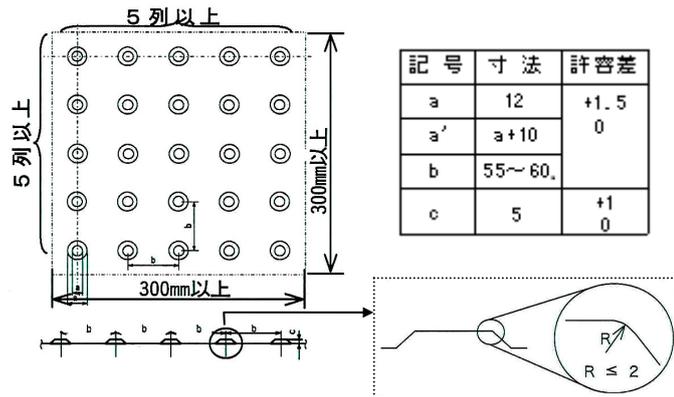
【解説】

- 視覚障害者誘導用ブロックの規格（JIS T9251：2014）

線状ブロックおよび点状ブロックは以下のとおり定められています。



図一線状ブロックの構造



図一点状ブロックの構造

出典：JIS T9251：2014（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）

(2) 色

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は原則、黄色とします。

【解説】

▶ 黄色について

視覚障害者誘導用ブロックは黄色と認知されており、原則黄色とします。また、既存研究などから輝度比 2.0 程度確保することによって、視覚障害者誘導用ブロックが容易に識別できるとされおり、黄色で敷設することを考慮して輝度比を確保できる舗装材を決定します。しかしながら、黄色のブロックに対して、輝度比を確保しにくい白色系の舗装材を使用する場合などは、ブロックの周りに暗色系の舗装を配置するなど工夫し、輝度比を確保します。

■輝度 (cd/m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。

■輝度比

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

(輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。)

図一輝度と輝度比

【輝度比が確保されている事例】



【輝度比が確保されていない事例】



写真一視覚障害者誘導用ブロックの輝度比の事例

(3) 材質

- 素材は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ないものとする。
- 鋳製のものは弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜けやすいため使用しないものとする。

3-3 設置場所

- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置します。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設します。

【解説】

➤ 連続誘導の考え方について

視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導については、駅やバス停などから目的施設といったように起点と終点を明確に設定し敷設します。また、連続的に設置する箇所が多いと分岐部が多く発生し、逆に誘導性が損なわれる場合もあることや車いす使用者等の通行性が悪化する問題もあることから、目的施設としては、区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等、不特定多数が利用する施設としています。

3-4 設置

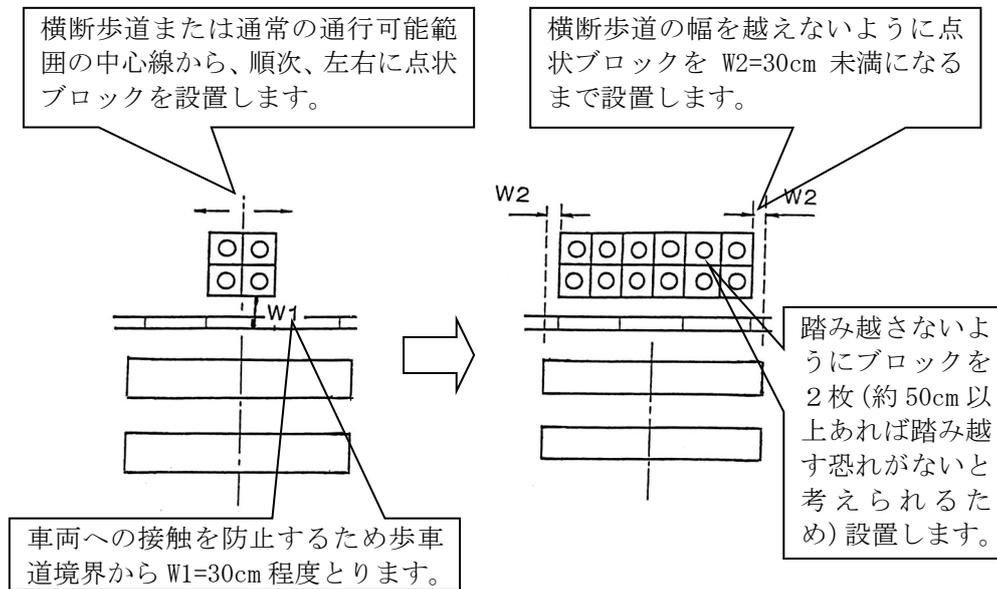
(1) 設置例の凡例

次項以降に示す設置例の凡例と解説を示します。

凡例	上段：基準／下段：解説
W1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩車道境界・階段等、段差部との設置余裕幅は 30cm 程度とします。 ・ 車両への接触、段差部でのつまずき、階段上部での「からあし」を防止するために必要な間隔です。
W2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道幅に対する設置余裕幅は 30cm 未満とします。 ・ 横断歩道の中心から順次左右にブロックを敷設する際に、横断歩道を越えない範囲で設置するための調整幅です。
W3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道部等、官民境界に向かって歩行する箇所における官民境界との設置余裕幅は 30cm 程度とします。 ・ 官民境界にある塀などに衝突することを防ぐためには、ある程度開けておくことが望ましいが、一方、この部分があまりあきすぎていると、官民境界にある塀や建物等に沿って歩いてくる利用者が視覚障害者誘導用ブロックを踏み越すおそれがあるためです。
L	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道に連続して敷設する場合の官民境界との設置余裕幅及び路上の障害物との設置余裕幅は 60cm 程度とします。 ・ 利用者が構造物等へ接触するのを避けるために必要な間隔です。
a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一連で設置する線状ブロックの屈折部、線状ブロックと点状ブロックの間隔は 10cm (足の大きさの約半分) 以下とします。 ・ 利用者の不安をなくすために必要な間隔です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点状ブロック
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線状ブロック

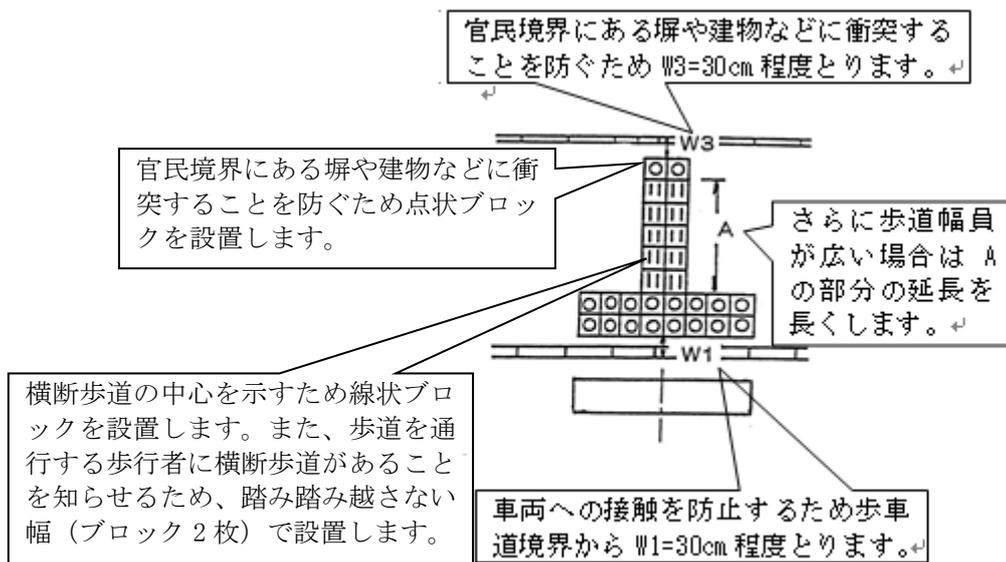
(2) 横断歩道の設置例 (直線部に横断歩道がある場合)

<STEP1>警告ブロックの設置位置を決定します。



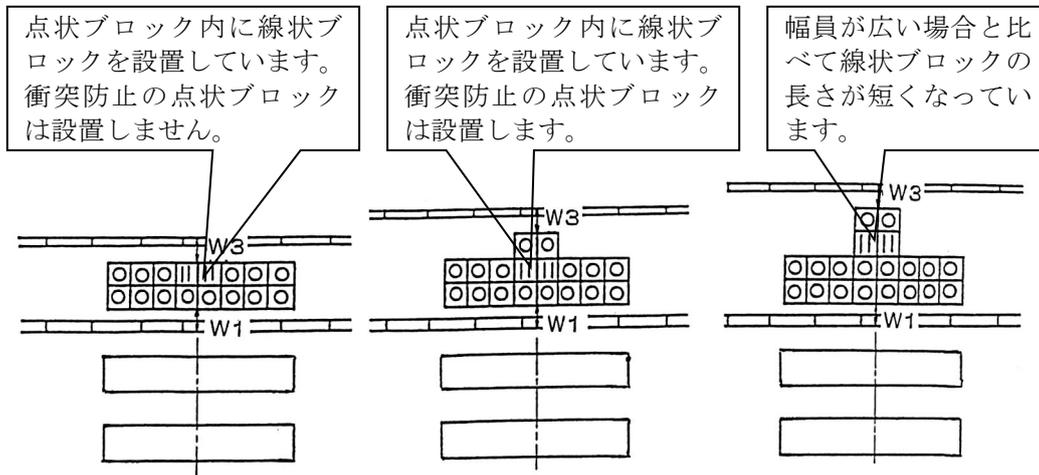
<STEP2>①~⑤の場合に合わせ、線状ブロックの設置位置を決定します。

①基本的な設置方法

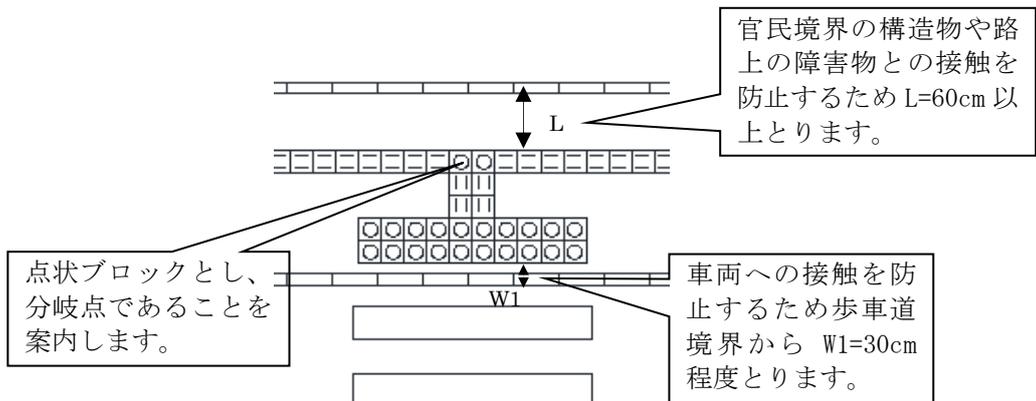


②歩道幅員が狭い場合

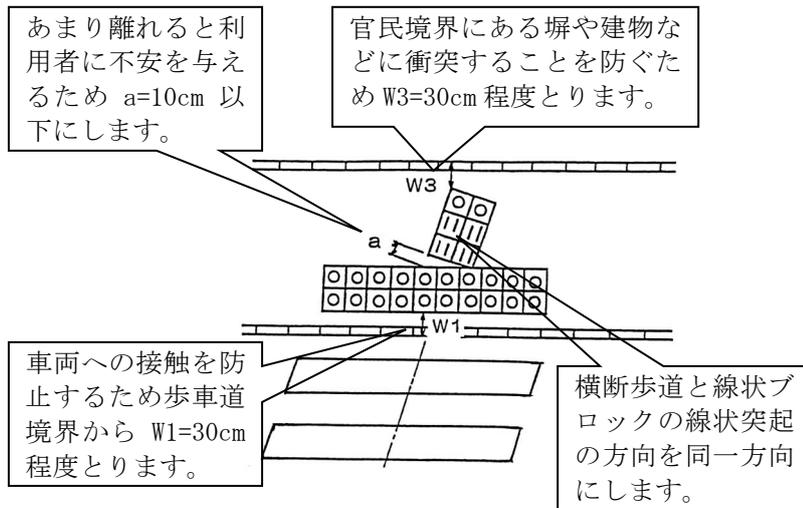
基本的な考え方は「歩道幅員が広い場合の設置例」と同様ですが、歩道が狭いため歩道を通行する歩行者に横断歩道の位置を知られる線状ブロックの設置方法が異なっています。



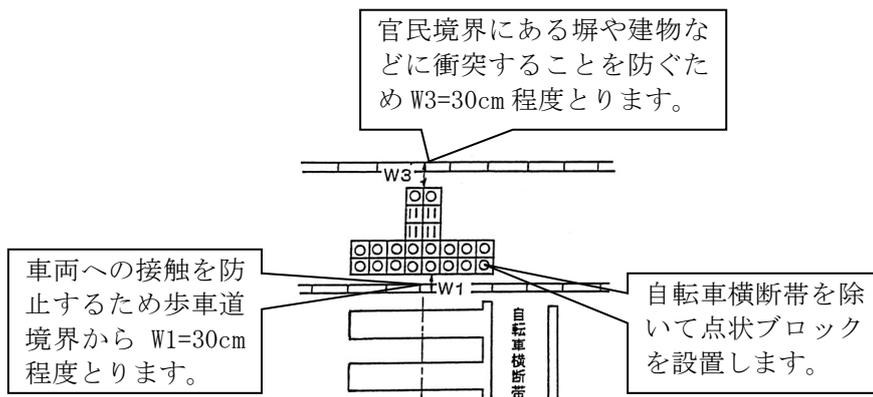
③連続誘導のルート上に横断歩道がある場合



④横断歩道が斜めの場合

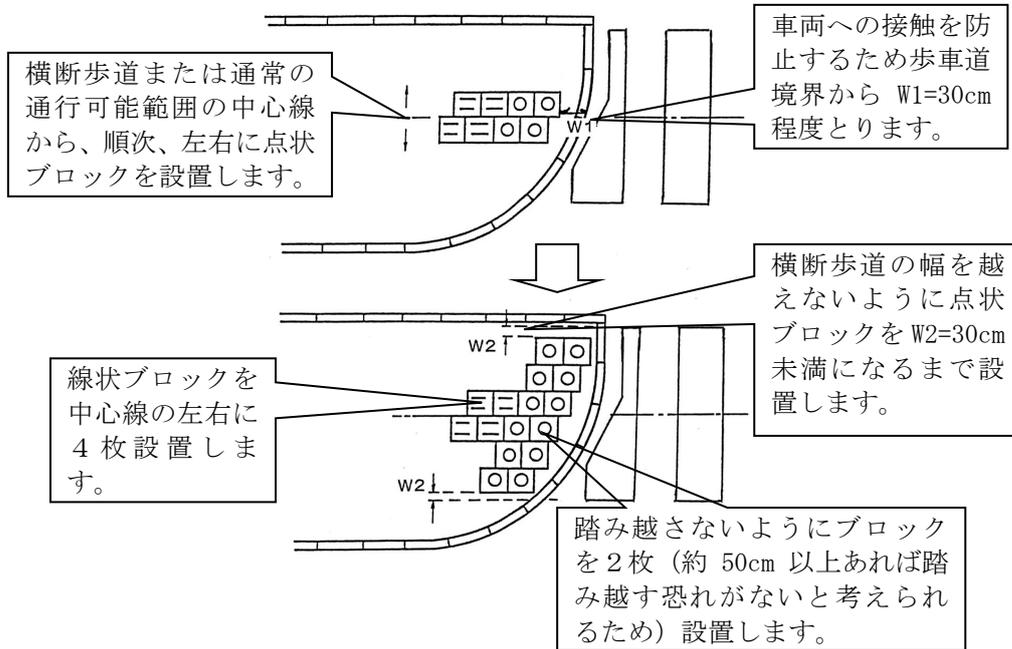


⑤自転車横断帯がある場合

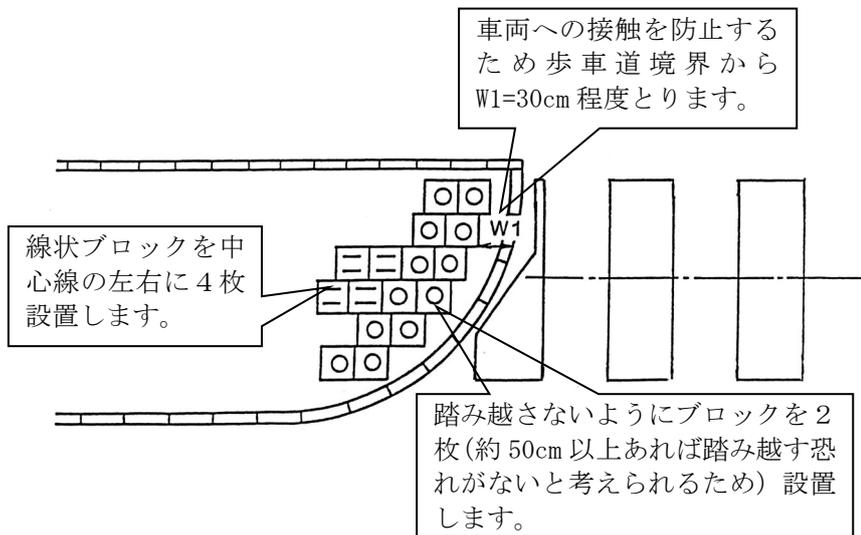


(3) 横断歩道の設置例 (巻き込み部に横断歩道がある場合)

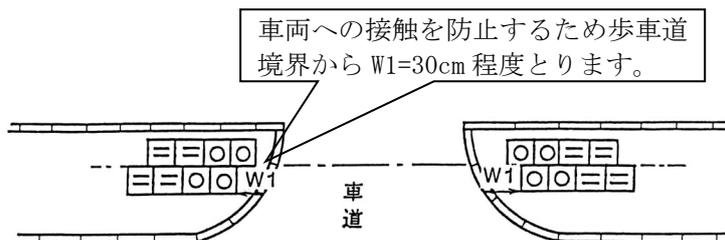
① 基本的な設置方法



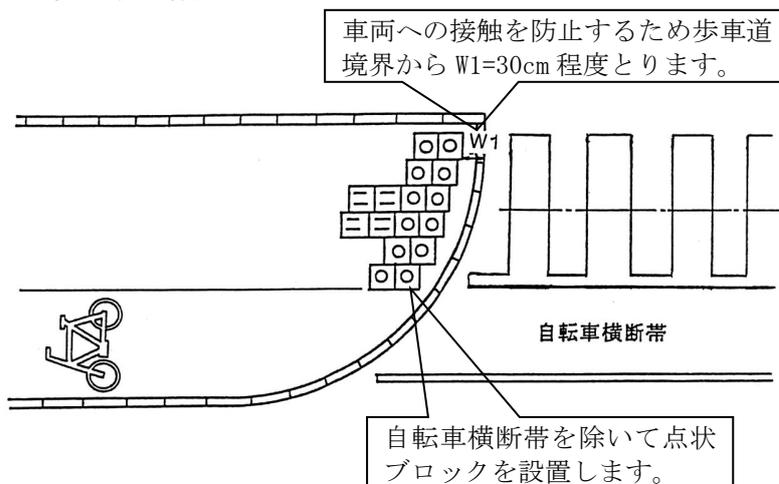
② 歩道幅員が広い場合



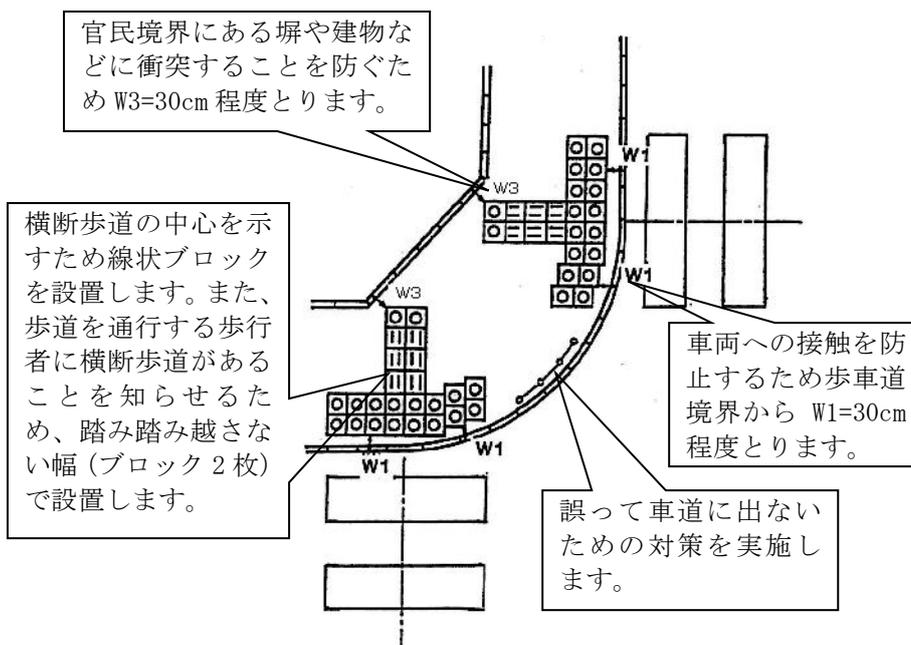
③ 歩道幅員が狭い場合



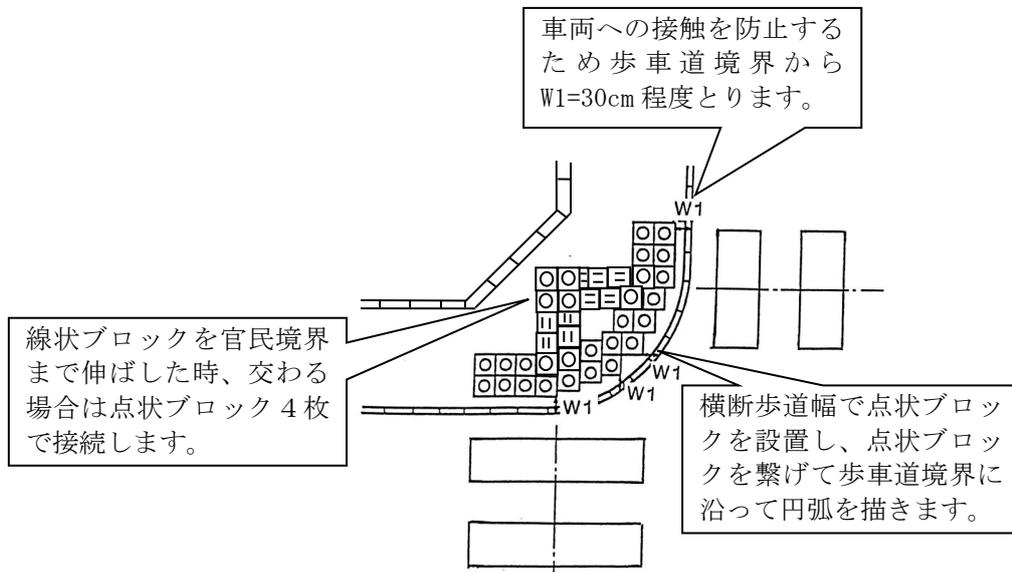
④ 自転車横断帯がある場合



⑤ 2方向の横断（横断歩道が離れている）の場合

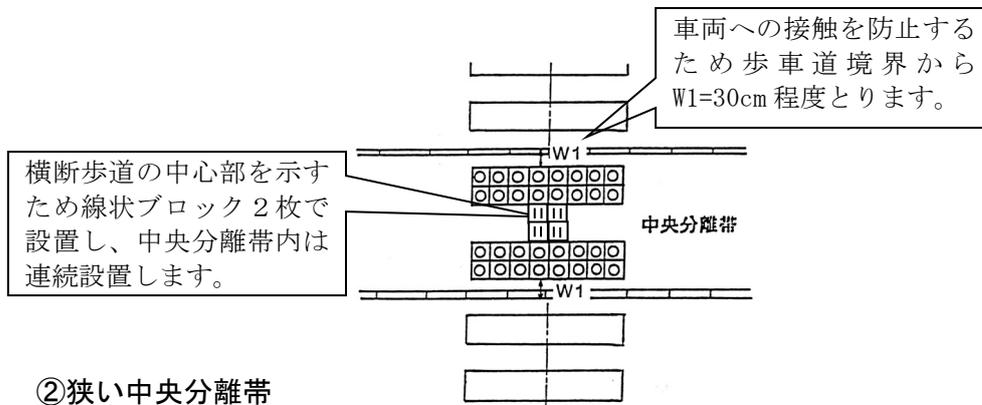


⑥ 2方向の横断（横断歩道が近接している）の場合

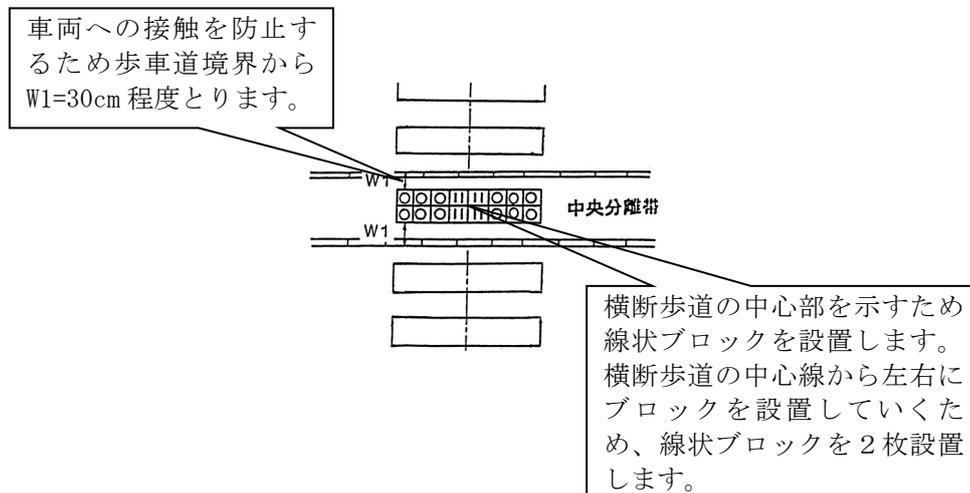


(4) 横断歩道の設置例（中央分離帯）

① 広い中央分離帯

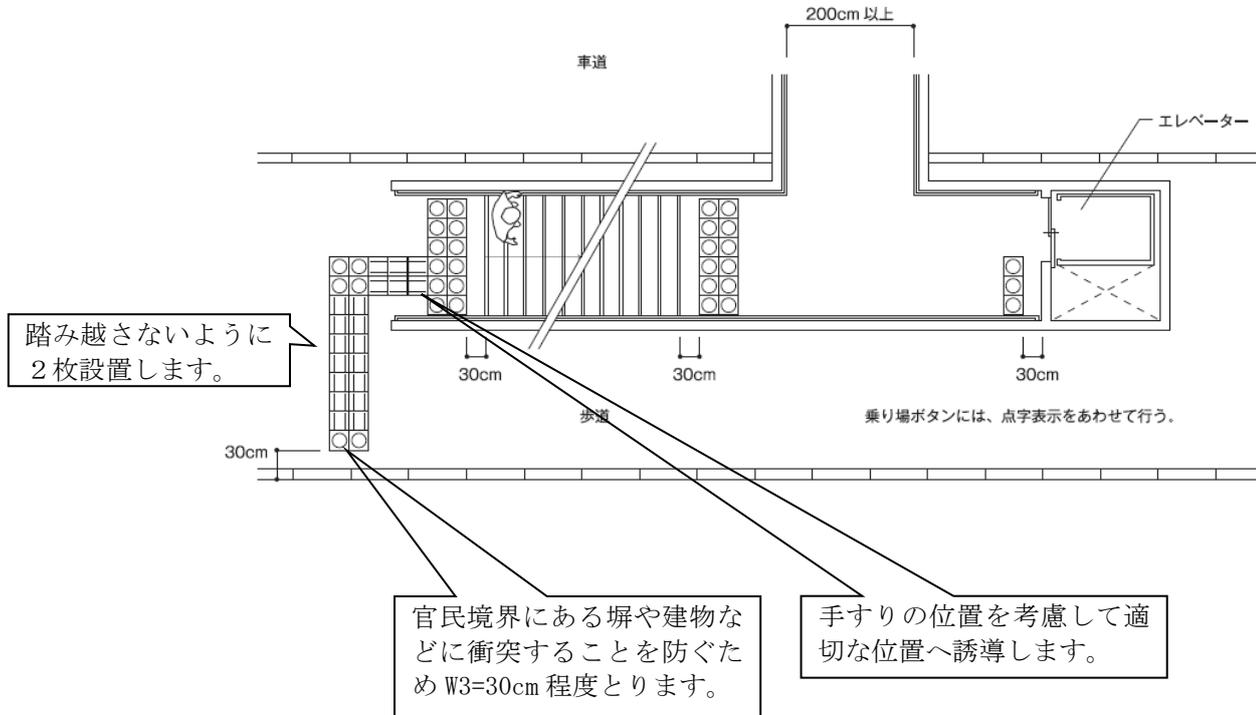


② 狭い中央分離帯

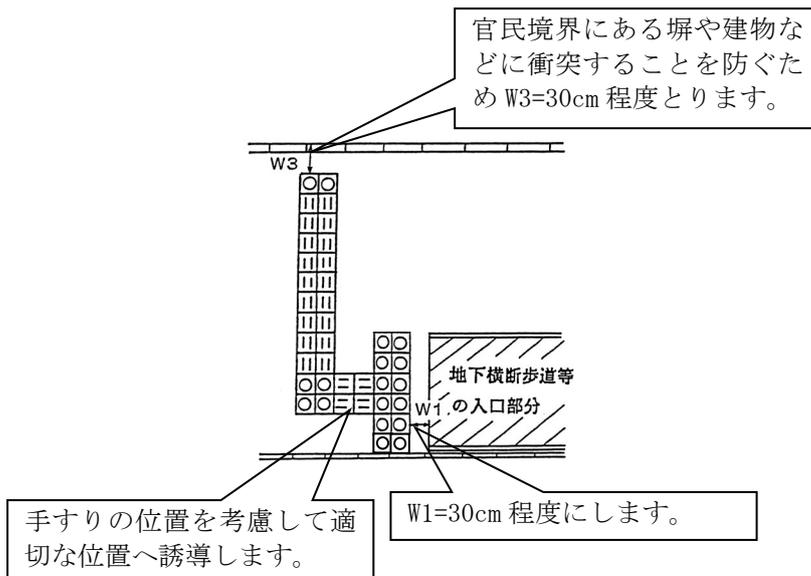


(5) 立体横断施設の昇降部の設置例

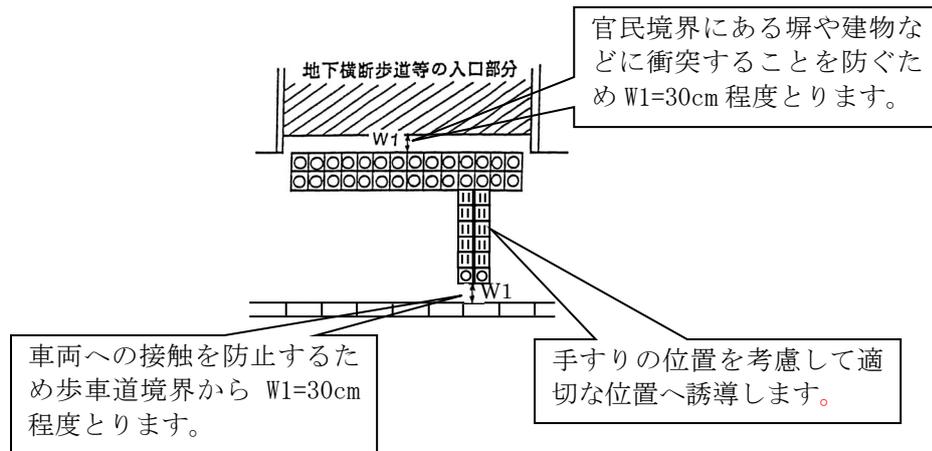
①横断歩道橋



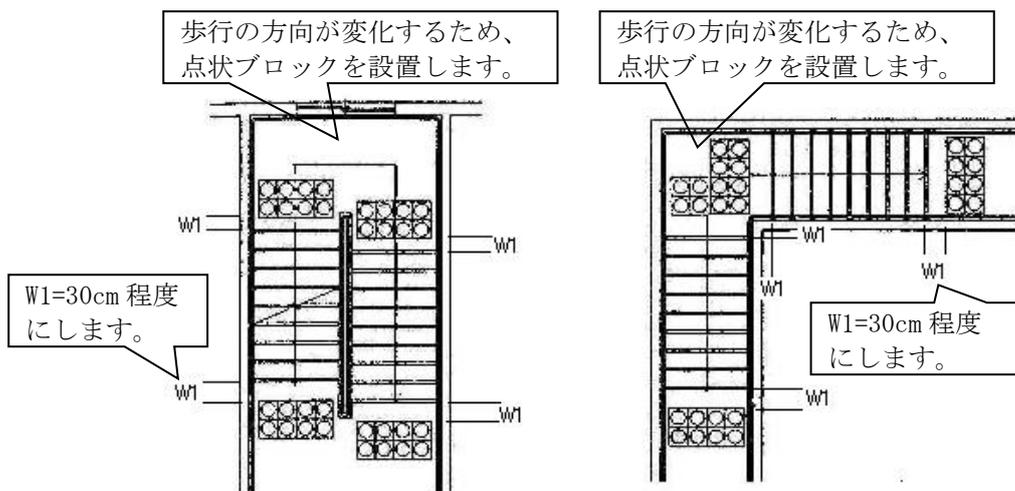
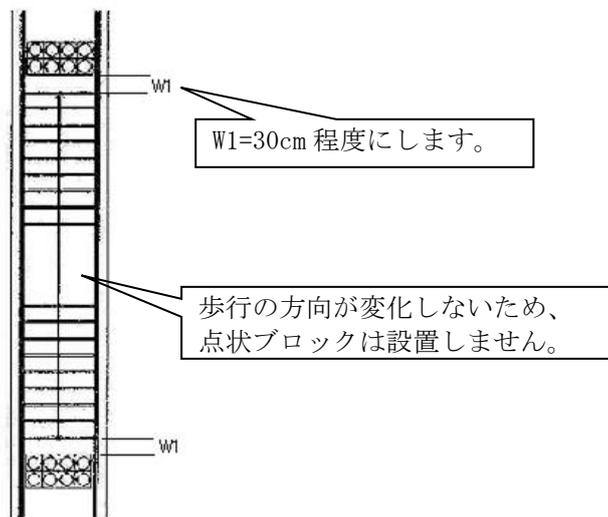
②地下横断歩道等（入口部分が歩道上の歩行方向と一致している場合）



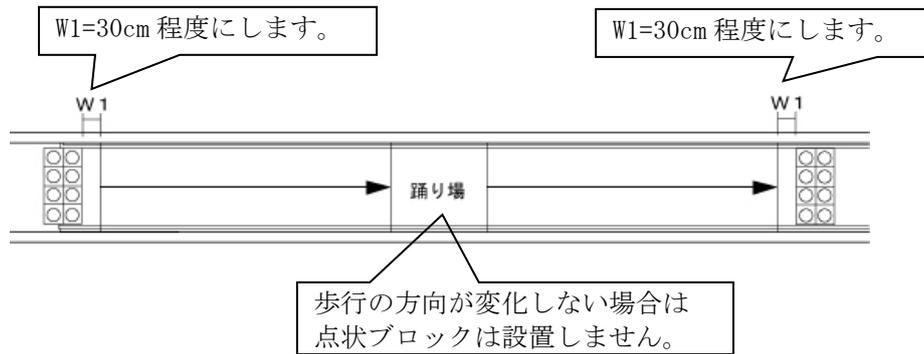
③地下横断歩道等（入口部分が歩道上の歩行方向に対して直角方向である場合）



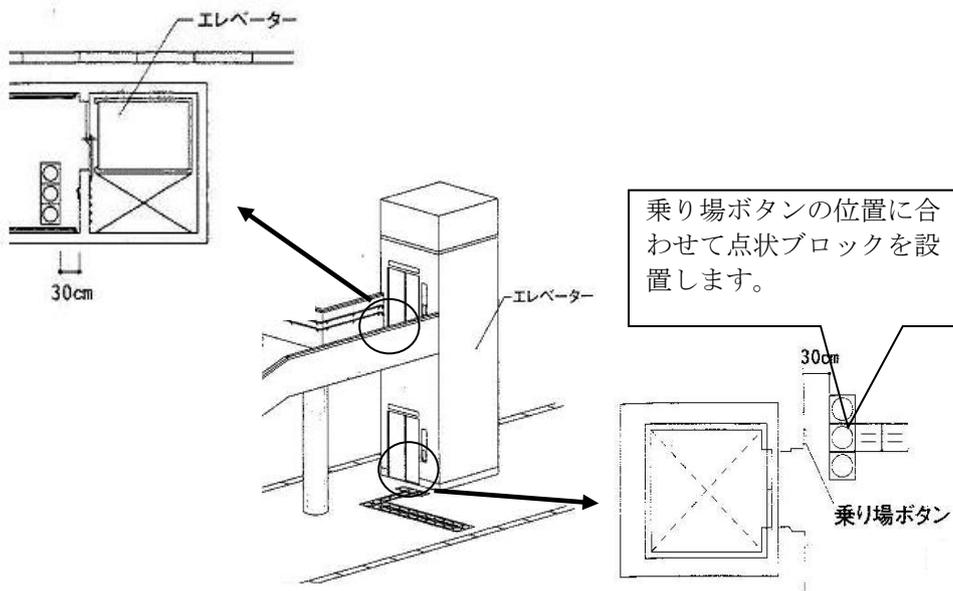
④階段



⑤ 傾斜路

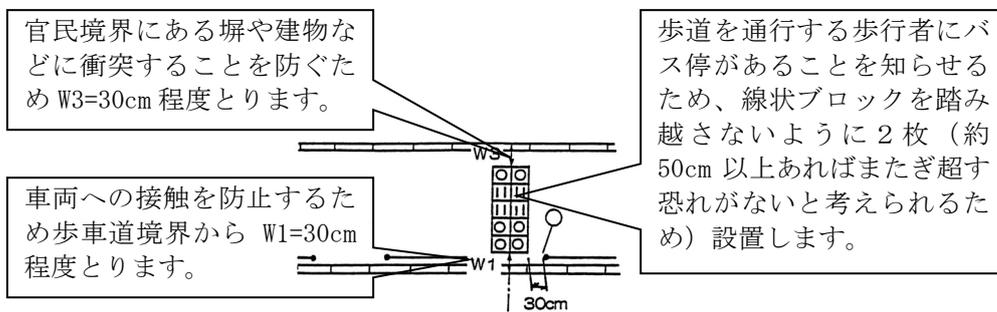


⑥ エレベーター

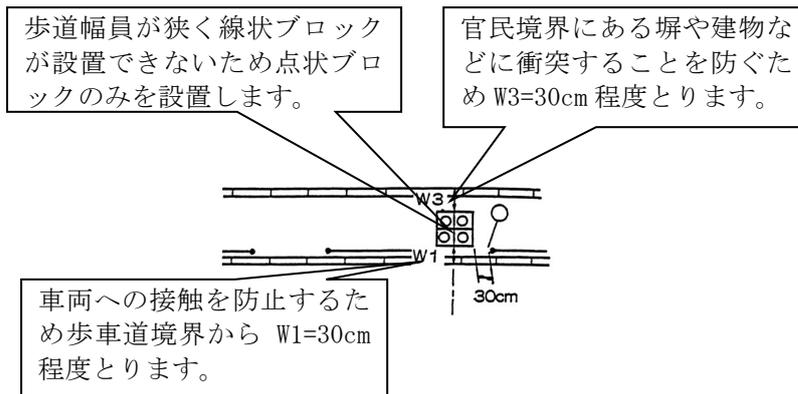


(6) バス停、タクシー乗場の設置例

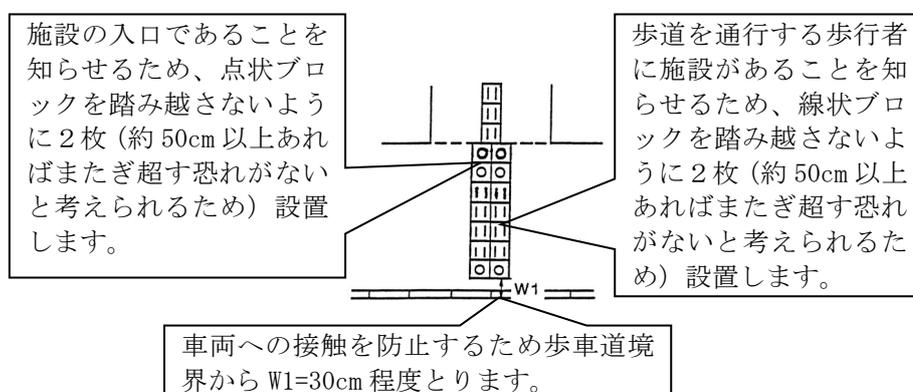
① 歩道幅員が広い場合



②歩道幅員が狭い場合



(7) 誘導の必要がある指定施設等の出入口部の設置例



【参考：誘導の必要がある指定施設】

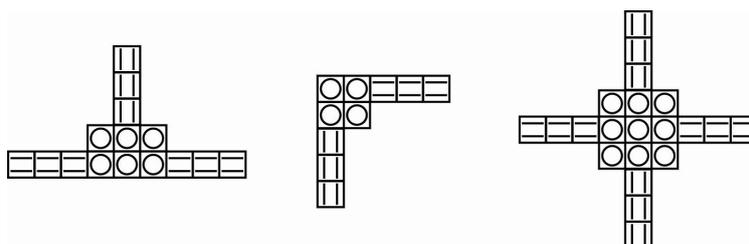
- 官公庁施設、福祉施設、病院、駅、公園
- 規模の大きい(用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設)以下の施設
診療所、その他医療施設(施術所、薬局)、文化施設(図書館、博物館)、集会施設、休憩所、金融機関の施設(郵便局含む)、公益事業施設(ガス、電気、水道の営業所)、興行施設(劇場、映画館)他※

※横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】P14, 15 参照

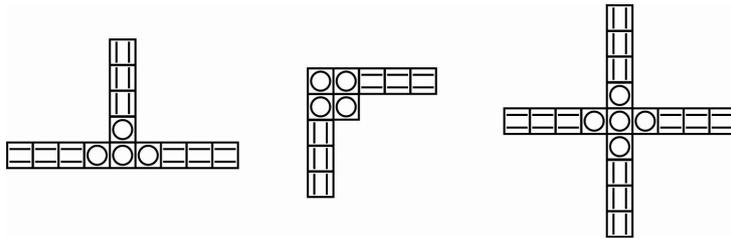
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/mac hizukuri/barrierfree.html>

(8) 分岐部・屈折部の設置例

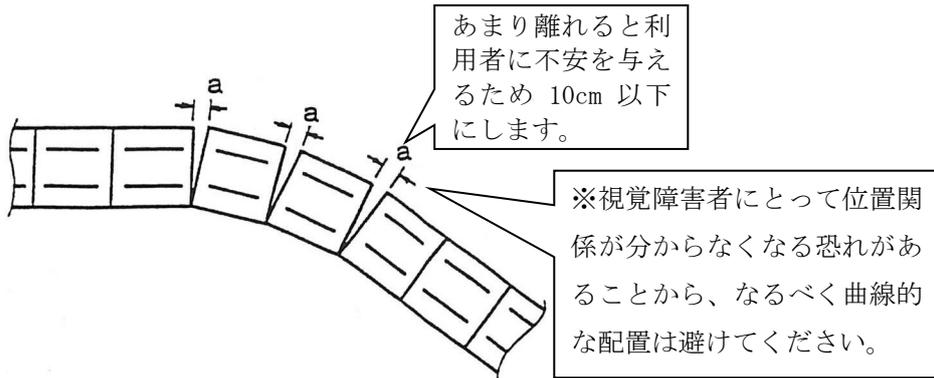
①分岐部(30cm角のブロックを使用した場合)



②分岐部（40cm 角のブロックを使用した場合）

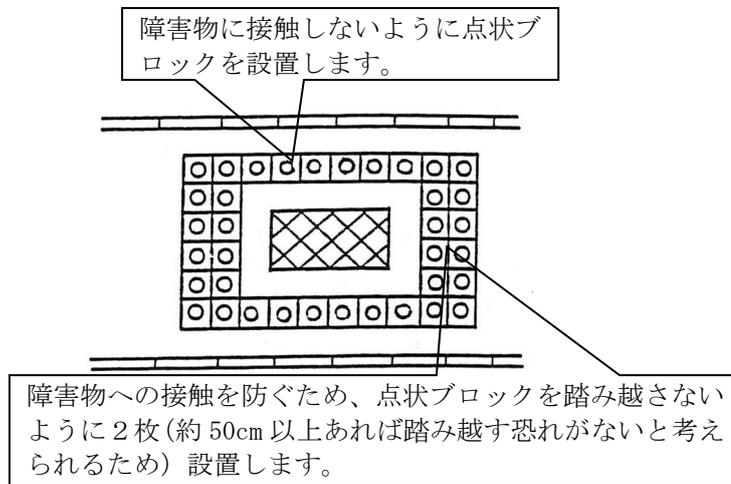


③屈折部

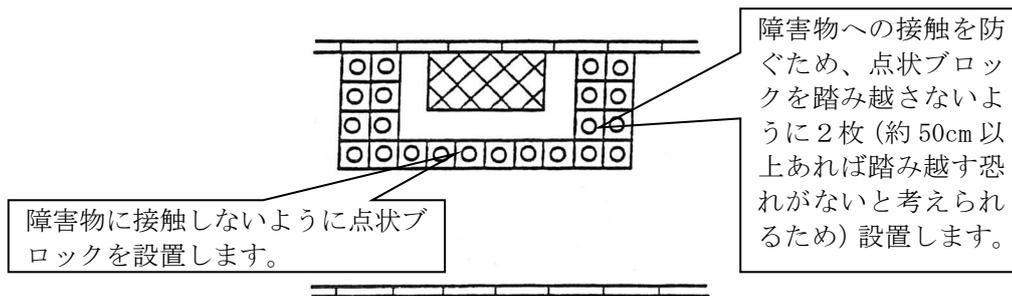


(9) 障害物の設置例

①障害物が歩道中央部にある場合



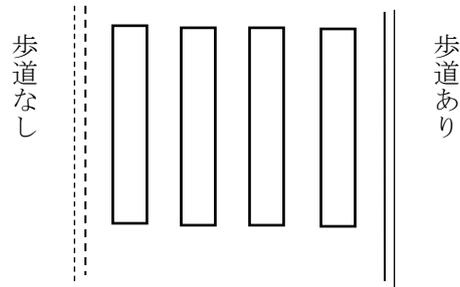
②障害物が歩道端部にある場合



3-5 その他設置の考え方

(1) 横断歩道があるが、歩道が片側のみの場合

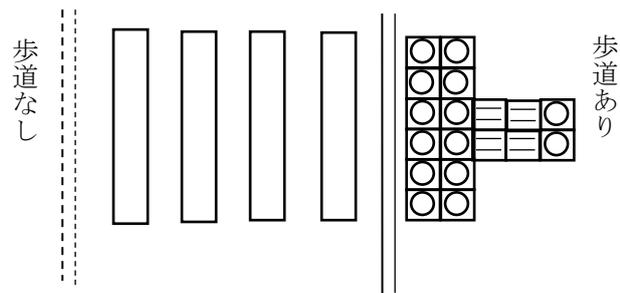
① 現況で誘導ブロックが設置されていない場合



※誘導ブロックは対で設置するものとします。

片側に設置スペースがない場合は両側とも設置しません。

② 現況で歩道に誘導ブロックが設置してある場合



※撤去すると従前の利用者が混乱する恐れがあるため、誘導ブロックは現況のまま残します。

歩道なし側には、誘導ブロックは設置しません。

(2) 横断歩道がない交差点部での歩道巻き込み部の場合

横断歩道がない場合でも、原則として誘導ブロックを設置します。

歩道の新設、開発行為などの機会をとらえて、設置を進めます。

(3) 踏切道における視覚障害者誘導用ブロックの設置について

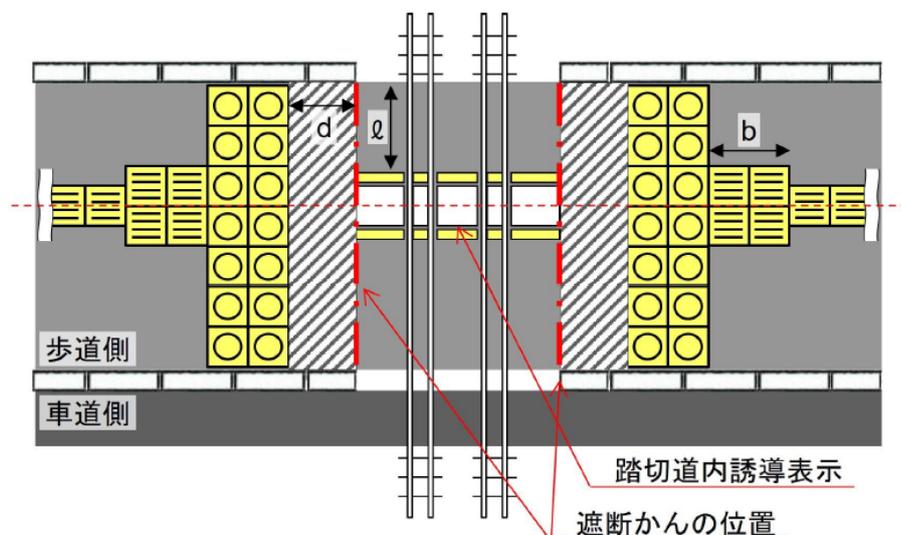
- 歩道等、自転車歩行者専用道路等の踏切道手前部には、視覚障害者が踏切道の存在を認識し安全に通行できるよう、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

【解説】

➤ 設置の考え方について

視覚障害者が踏切道を通行する際、単路部と踏切道を誤認することが重大な事故につながるおそれがあるため、踏切道の存在を認識し安全に通行できるよう、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示(表面に凹凸のついた誘導表示であって、視覚障害者誘導用ブロックと異なる形式のものをいう)を設けます。

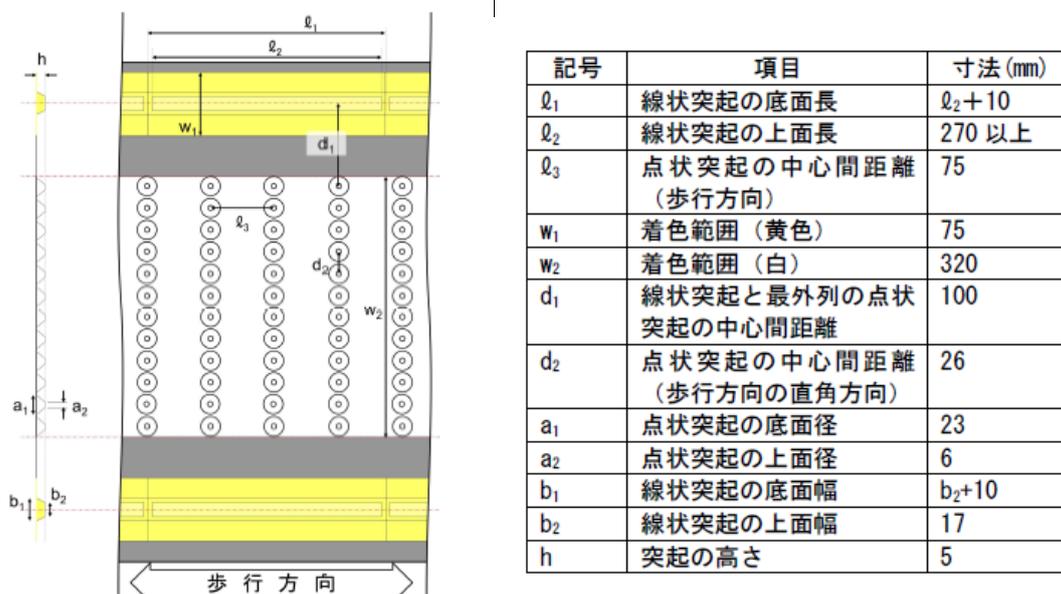
踏切道のバリアフリー化にあたっては道路管理者と鉄道事業者が連携して取り組むことが重要であり、バリアフリー対策の整備、維持管理の体制等について、あらかじめ道路管理者と鉄道事業者等の関係者間で十分に協議を進める必要があります。



ℓ : 60cm 程度以上 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない。)
b : 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ(概ね 2~3 枚程度)
d : 50cm 程度

図一 視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置方法(構造図)

(歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が概ね 2m 以上の場合)



図一踏切道内誘導表示の構造

➤ 設置にあたっての注意点

1. 踏切道手前部の点状ブロックは、歩道等又は自転車歩行者専用道路等の全幅に設置します。
2. 視覚障害者が踏切道内誘導表示を確実に捉えるため、踏切道手前部に設置する線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が直線的に一致するよう設置します。

※その他の幅員における設置方法等の詳細については、国土交通省の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を参照

3-6 注意事項

- 視覚障害者誘導用ブロックの材料は、ブロックタイプを標準としますが、現場状況や工期、施工性、経済性等を考慮し、貼付けタイプが適当である場合はこの限りではありません。
- 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックにマンホールなどがあたる場合は、マンホール蓋の構造を極力化粧蓋に変更しブロックを敷設します。化粧蓋が困難な場合は、蓋部分に貼り付けタイプを使用するなど、視覚障害者誘導用ブロックの欠落がないようにします。
- 視覚障害者にとって障害となるため、線状ブロックの動線上には車止め等を設置しないようにします。また、交差点部の車止めと車止めの間隔は、通行に支障とならない間隔とします。
- インターロッキング等の舗装材を使用する際は、目地部の段差や加工した舗装材によってがたつきがないように施工します。
- 連続誘導を実施する場合は、路上施設や占用物件の設置状況などを考慮して敷設位置を決定します。なお、車いす利用者などにとっては、視覚障害者誘導用ブロックが移動の障害になることから、車いすの通行スペースを合わせて考慮します。

【解説】

➤ マンホールなどがある場合について

視覚障害者誘導用ブロックが途切れると不安を与えるため、欠損しないように化粧蓋に変更します。化粧蓋への変更が困難な場合は、貼り付けタイプのブロックを使用するなどして対応します。その際、剥がれにくくかつ滑りにくいものを使用するようにします。



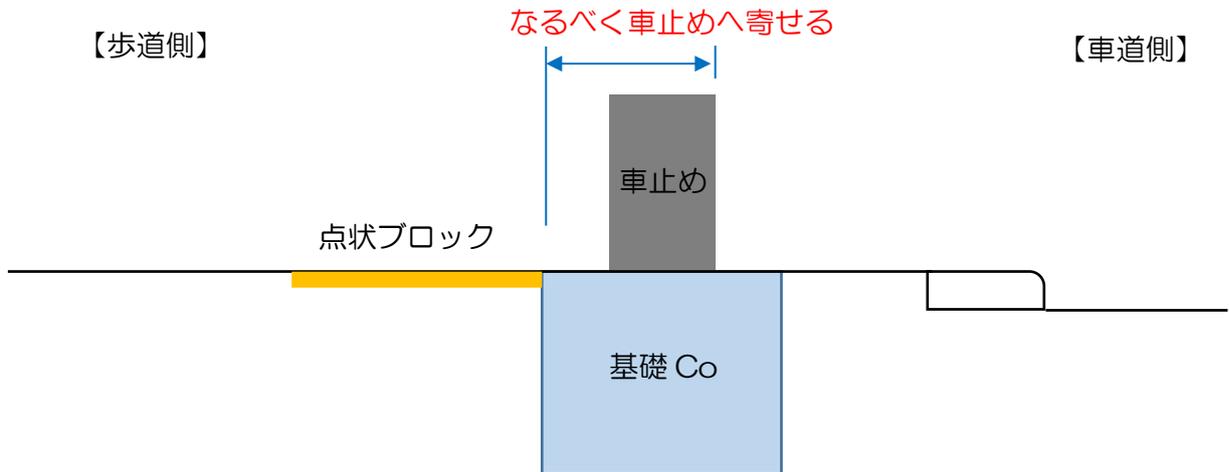
写真－化粧蓋にした場合



写真－化粧蓋への変更が困難な場合

➤ 視覚障害者誘導用ブロックと車止めの位置関係について

視覚障害者は、線状ブロックを利用して歩行するため、線状ブロックの導線上に車止めがあると衝突する危険があります。そこで、線状ブロックの動線上には車止めを設置しないようにします。

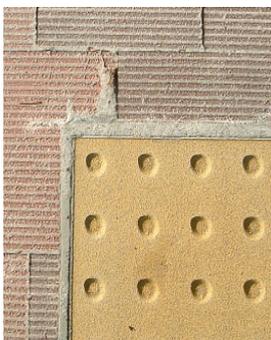


図一視覚障害者誘導用ブロックと車止めが干渉する場合の処理方法（断面図）

※車止めの設置の詳細については、「ポラードと視覚障害者誘導用ブロックの配置・仕様について」を確認して下さい。

➤ インターロッキングブロックの舗装等を使用する場合

インターロッキングブロックの舗装等を使用する際は、がたつきの原因になるため、視覚障害者誘導用ブロックを先に据付けるようにします。また、目地の段差によるがたつきも生じないようにします。



写真一がたつきが生じている悪い例



写真二がたつきが生じていない良い例

第4章 立体横断施設の整備基準

4-1 立体横断施設設置の考え方

- 利用者の利便性を考慮すると、上下方向の移動が伴わない路上横断施設の方が望ましいといえます。よって、交通処理上必要な場合や鉄道によって分断され、やむを得ず立体横断施設が必要な場合などに設置することができることとします。
- 立体横断施設の昇降方法は、階段、傾斜路、エレベーター、エスカレーターがあります。

【解説】

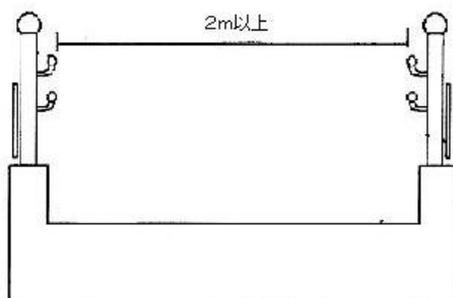
➤ 立体横断施設の昇降方法について

やむを得ず立体横断施設を設ける場合の昇降方法は、階段と傾斜路、階段とエレベーターのいずれかの組合せとします。傾斜路単独の設置は、積雪時に滑りやすいことや移動距離が長くなるなど課題があるため避けるようにします。

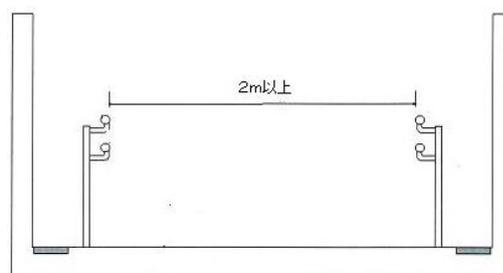
4-2 通路（横断歩道橋、地下横断歩道）

(1) 幅員

- 通路の有効幅員は2.0m以上とし、当該通路の高齢者、身体障害者等を含む歩行者の通行の状況を考慮して定めることとします。



図一横断歩道橋の有効幅員



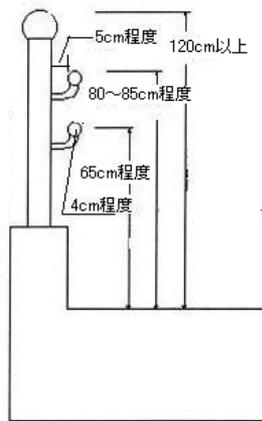
図一地下横断歩道の有効幅員

(2) 勾配

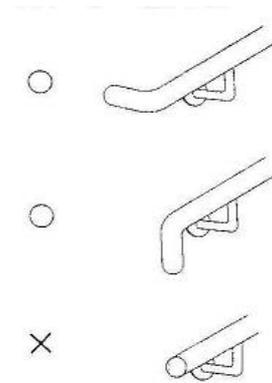
- 縦断勾配及び横断勾配は設けないものとします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合または路面の排水のために必要な場合は、この限りではありません。

(3) 手すり

- 通路には、高さが 80～85cm、65cm 程度である二段の手すりを両側に連続して設置し、手すりの外径は 4cm 程度とし、壁面から 5cm 程度離して設置するものとします。
- 下段手すりが握りやすいように、上段と下段の手すりをずらして取り付けます。
- 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けることとし、手すりの端部は衣服の引っかかり等がないようにするものとします。また、手すりの端部にはり付ける点字は、その内容を文字で併記するものとします。
- 手すりの材質は、維持管理を考慮し、塗り替えを必要としない無塗装品を使用するなどします。



図一 手すりの設置高さ寸法

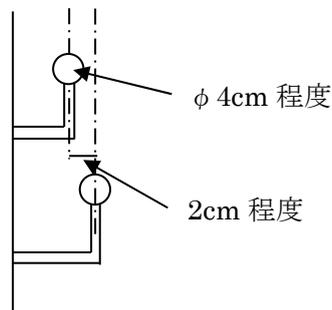


図一 端部の納まりと評価

【解説】

➤ 上段手すり と 下段手すりの関係

子供や高齢者にとって利用しやすいように、上段の手すりと一緒に下段の手すりを設置します。上段の手すり と 下段の手すりの中心を縦方向にそろえて設置した場合には、下段の手すりが握りにくくなることなどから、上段と下段をずらして取り付けるなど工夫します。



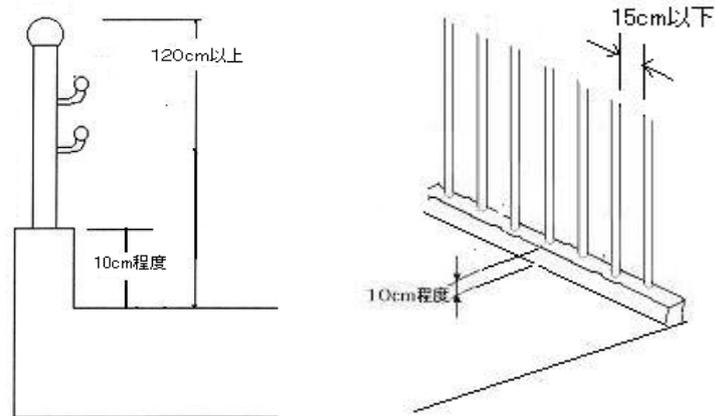
図一 上段手すり と 下段手すりの関係

(4) 路面

- 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとします。

(5) その他

- 通路の両側には10cm程度の立ち上がり部、及びさくその他これに類する工作物を設けるものとします。
- 高欄は路面から高さ1.2m以上の高さとし、落下等の危険のない構造とします。
- 高欄の材質は、維持管理を考慮し、塗り替えを必要としない無塗装品を使用するなどします。
- 高欄と高欄の間隔は、子供のあたまが入らないように15cm以下とします。



図一高欄などの高さ

4-3 階段

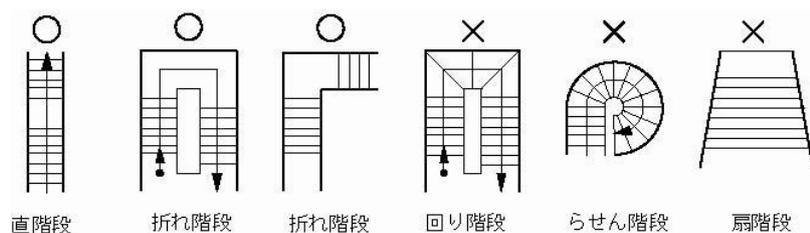
(1) 形式

- 階段は、踏み幅が一定のものとしてします。回り階段やらせん階段は、踏み幅が一定でなく踏み外しによる転倒等の危険性が高いことなどから、これらの階段は設置しないものとします。
- 自転車の通行を考慮する場合は、斜路付き階段を設けるものとします。

【解説】

➤ 階段の形式について

直階段や折れ階段のように、一定の踏み幅による階段であれば転倒の危険性は小さいものと考えられます。一方、回り階段やらせん階段は踏み幅が一定でないため踏み外し等の危険が高く、視覚障害者が方向感覚を損なうこと等が考えられるため、これらの階段は設置しないこととします。



図一階段の形式と評価

(2) 幅員

- 有効幅員は 1.5m 以上とします。ただし、斜路付き階段の有効幅員は、斜路部分幅員 0.6m を加えた 2.1m 以上とします。

【解説】

➤ 階段の幅員について

階段の有効幅員は高齢者、身体障害者等（車いす使用者や松葉杖使用者等、階段を利用困難な人を除く。）がすれ違える最小幅として 1.5m（75cm×2）以上とします。また、地下横断歩道の場合は、上記幅員の他、排水・照明施設のため両側に余裕幅を確保する必要があります。

なお、排水施設は、杖等の支障とならないように可能な限りグレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等にも配慮が必要です。

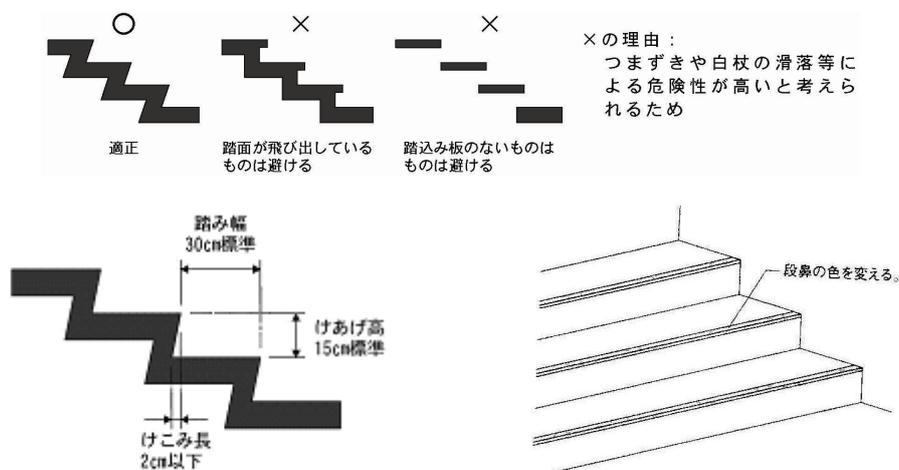
(3) 勾配、けあげ高、踏み幅

- 階段は、勾配 50%、けあげ高 15cm、踏み幅 30cm を標準とします。
- 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とし、路面及びけあげと識別しやすい色とします。また、段鼻には滑り止めを設けます。
- けこみを設ける場合はその長さを 2cm 以下とします。また、けこみ板を設けます。

【解説】

➤ 階段の勾配、けあげ高、踏み幅について

階段の勾配、けあげ高、踏み幅、及びけこみは、立体横断施設技術基準に準じることとします。階段の段鼻により、下肢の不自由な人や補装具を使用している人が昇の際につまずきやすくなるため、段鼻の突き出しをなくすことによりつまずきにくい構造としなければなりません。



図一階段の構造と評価

(4) 踊り場

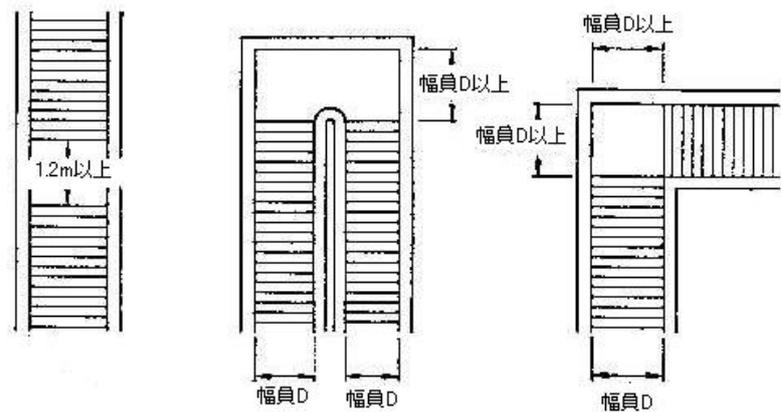
- 階段の高さが 3.0m を超える場合においては、その途中に踊り場を設けるものとします。
- 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあつては 1.2m 以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とします。

【解説】

➤ 階段の踊り場について

高さ 3.0m を超える高さの階段の場合は、高齢者等が昇降途中に休憩できるように、階段の途中に踊り場を設けることとします。横断歩道橋の場合は、その必要高さから少なくとも 1 箇所以上の踊り場が必要となります。

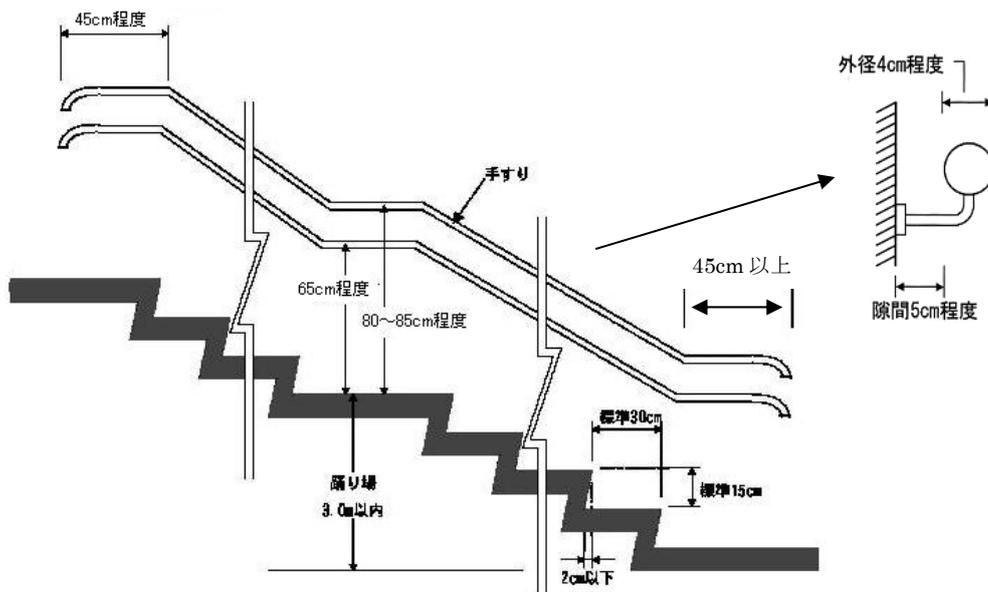
地下横断歩道に接続する折れ階段の踊り場等や、階段と通路、傾斜路との接続部等において進行方向の見通しが悪い箇所では、鏡を設置することが望ましいといえます。



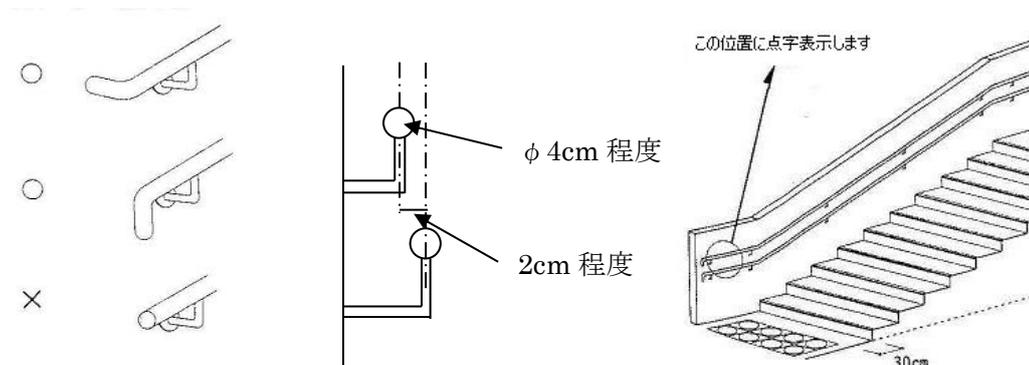
図一 踊り場の寸法

(5) 手すり

- 階段には、高さが 80~85cm、65cm 程度である二段の手すりを両側に連続して設置し、手すりの外径は 4cm 程度とし、壁面から 5cm 程度離して設置するものとします。
- 下段手すりが握りやすいように、上段と下段の手すりをずらして取り付けます。
- 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けることとし、手すりの端部は衣服の引っかかり等がないようにするものとします。また、手すりの端部にはり付ける点字は、その内容を文字で併記するものとします。
- 手すりは、階段の終端部から水平区間へ 45cm 以上延長し、利用者の昇降、誘導が円滑になるように配慮する必要があります。
- 斜路付き階段の斜路部分を幅員端部に設けた場合は、手すりの利用に支障があるため、幅員中央に手すりを設けるものとします。
- 手すりの材質は、維持管理を考慮し、塗り替えを必要としない無塗装品を使用するなどします。



図一階段の構造と手すりの設置例



図一 端部の納まりと評価

図一 上段手すり と下段手すりの関係

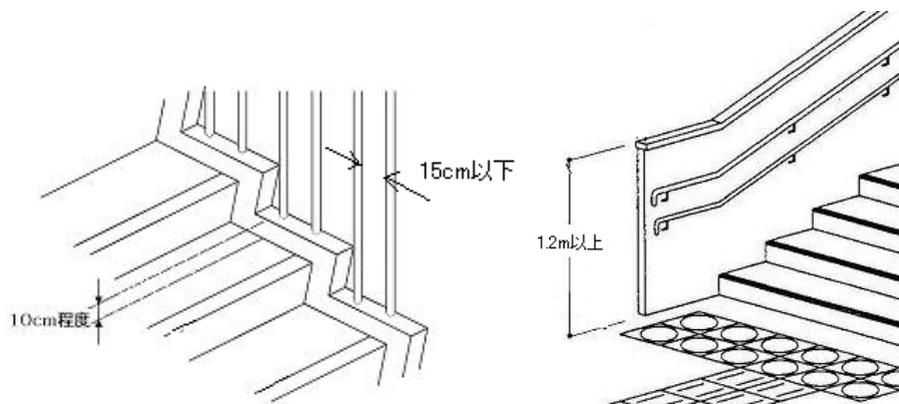
図一 手すりの点字表示

(6) 路面

- 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとします。

(7) その他

- 階段の両側には 10cm 程度の立ち上がり部、及び柵その他これに類する工作物を設けるものとします。
- 高欄は路面から高さ 1.2m 以上の高さとし、落下等の危険のない構造とします。
- 高欄の材質は、維持管理を考慮し、塗り替えを必要としない無塗装品を使用するなどします。
- 高欄と高欄の間隔は、子供のあたまが入らないように 15cm 以下とします。



図一立ち上がり部等

図一高欄等の寸法

4-4 傾斜路

(1) 幅員

- 傾斜路の有効幅員は 2.0m 以上とします。ただし、設置場所の状況やその他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.7m 以上とします。

【解説】

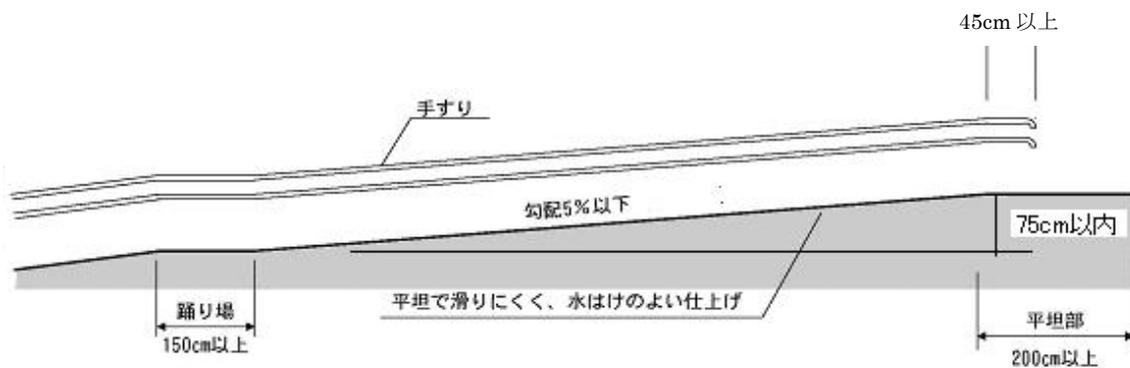
➤ 傾斜路の幅員について

歩道一般部と同様に最小有効幅員は 2.0m とします。地下横断歩道の場合は、排水施設、照明施設等のため有効幅員の他に両側に余裕幅を確保する必要があります。

なお、排水施設は、車いすのキャスター、杖等の支障とならないように可能な限り、グレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等にも配慮が必要です。

(2) 勾配及び踊り場

- 縦断勾配は、5%以下とします。ただし、設置場所の状況やその他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とします。
- 横断勾配は設けないものとします。
- 高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊り場を設置します。
- 傾斜路の始終部には、車いす使用者同士の横断方向のすれ違いを考慮し、2.0m以上の水平部を設けるものとします。
- 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいく等により当該勾配部分を容易に識別できるものとします。



図一 傾斜路の寸法

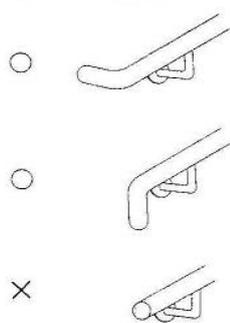
【解説】

➤ 傾斜路における排水処理について

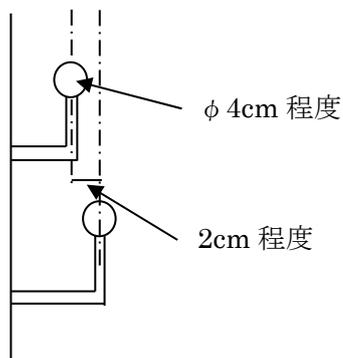
傾斜路は縦断勾配により排水処理を行うことが可能であるため、横断勾配を設ける必要はありません。ただし、他の歩道部分から勾配区間へ雨水が流入しないよう配慮する必要があります。排水施設を設ける場合は、車いすのキャスター、杖等の支障とならないように可能な限りグレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等に配慮する必要があります。

(3) 手すり

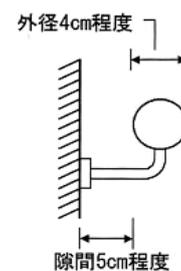
- 傾斜路には、高さが 80~85cm、65cm 程度である二段の手すりを両側に連続して設置し、手すりの外径は 4cm 程度とし、壁面から 5cm 程度離して設置するものとします。
- 下段手すりが握りやすいように、上段と下段の手すりをずらして取り付けます。
- 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けることとし、手すりの端部は衣服の引っかかり等がないようにするものとします。また、手すりの端部にはり付ける点字は、その内容を文字で併記するものとします。
- 手すりは、傾斜路の終端部から水平区間へ 45cm 以上延長し、利用者の乗降、誘導が円滑になるように配慮する必要があります。
- 手すりの材質は、維持管理を考慮し、塗り替えを必要としない無塗装品を使用するなどします。



図一 端部の納まり



図一 上段手すり と 下段手すりの関係



図一 径、壁とのあき

(4) 路面

- 路面は、平たんで滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとします。
- 傾斜路の勾配部分は、それに接続する歩道、通路の部分又は踊り場との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとします。

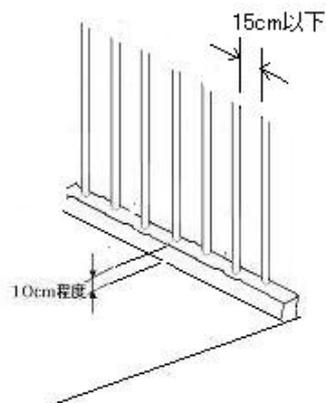
【解説】

➤ 傾斜路勾配部分と踊り場等の輝度比について

勾配部分は、それに接続する歩道、通路の部分又は踊り場の色との輝度比が大きいこと（2.0程度の輝度比を確保）等により当該勾配部分を弱視者が容易に識別できるものとします。

(5) その他

- 傾斜路の両側には10cm程度の立ち上がり部、及び柵その他これに類する工作物を設けるものとします。
- 高欄は路面から高さ1.2m以上の高さとし、落下等の危険のない構造とします。
- 高欄の材質は、維持管理を考慮し、塗り替えを必要としない無塗装品を使用するなどします。
- 高欄と高欄の間隔は、子供のあたまが入らないように15cm以下とします。



図一立ち上がり部

第5章 道路付属物等の整備基準

5-1 案内標識

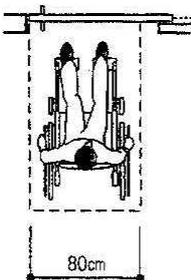
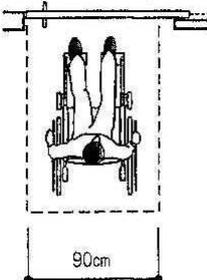
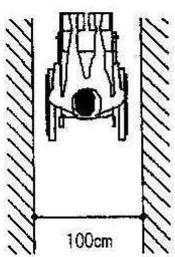
- 交差点、駅前広場、その他移動の方向を示す必要がある箇所には、「横浜市公共サインガイドライン（平成30年3月）（改訂版）」、「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（道路）2.案内標示」に基づき設置します。

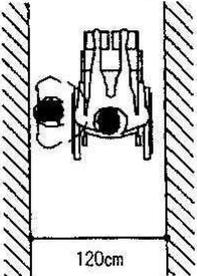
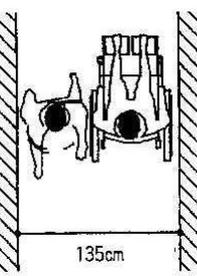
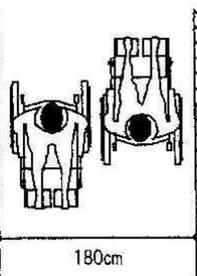
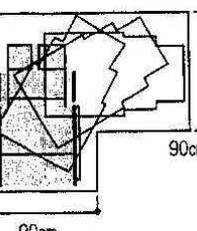
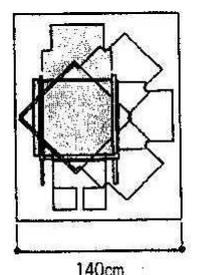
【解説】

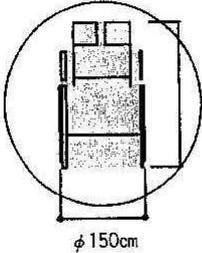
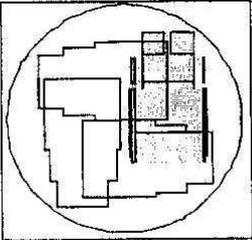
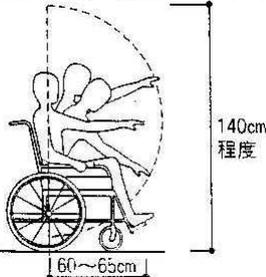
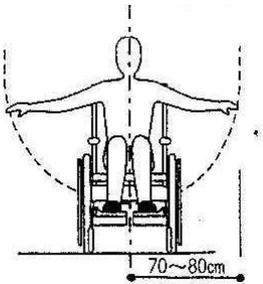
- **横浜市公共サインガイドライン（平成30年3月）（改訂版）**
誘導施設の基準や表示する内容、文字の大きさなどが定められた歩行者系案内標識の基準です。都市整備局景観調整課により発行されています。
- **福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（道路）**
高齢者、障害者等が分かりやすいように、案内板等の文字、設置位置、高さ、照明の基準を示しています。健康福祉局福祉保健課により発行されています。

参考資料（動作寸法の考え方） 出典—横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

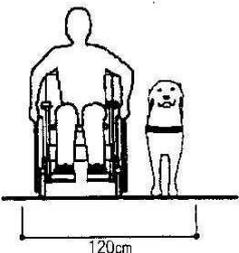
○手動車いす（自走用標準型）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		手動車いすの全幅： 70cm	※手動車いすの全幅はJ I S規格（J I S T9201）で最大値を70cmとしています。
②		手動車いす使用者が 出入口等を通す ことができる最小 幅：80cm	※手動車いすの車輪の外側に取り付けられているハンドリムを手で回転させる動作に必要な幅（＝両肘幅 10cm）を手動車いすの全幅（70cm）に加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
③		手動車いす使用者が 出入口等を通す しやすい幅：90cm	※前記②手動車いす使用者が出入口等を通すことができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します
④		手動車いす使用者が 傾斜路を通行する ことができる幅：100cm	※傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を前記③手動車いす使用者が出入口等を通すしやすい幅（90cm）に加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します ※傾斜路では、勾配のきつい場合や、距離が長い場合などは負担が大きくなります。

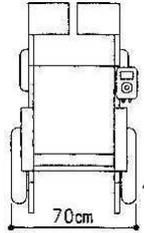
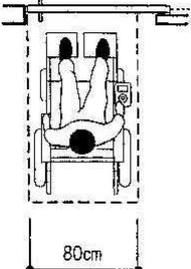
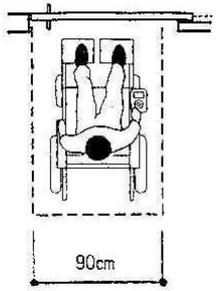
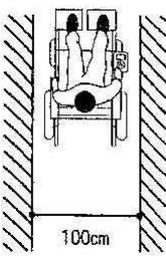
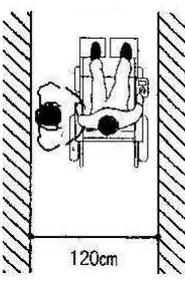
⑤		<p>手動車いす使用者が通路等を通行しやすい幅（車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅）：120cm</p>	<p>※前記③手動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅（90cm）に余裕幅（30cm）を加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します</p>
⑥		<p>手動車いす使用者が歩行者と対面ですれ違うことができる幅）：135cm</p>	<p>※前記③手動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅（90cm）に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します</p>
⑦		<p>手動車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅：180cm</p>	<p>※前記③手動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅（90cm）を2倍にしました。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します</p>
⑧		<p>手動車いす使用者が通路等を直角に曲がるために通行することができる最小幅：90cm</p>	<p>※手動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>
⑨		<p>手動車いすが180度方向転換（転回）することができる最小幅：140cm</p>	<p>※手動車いす使用者が180度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>

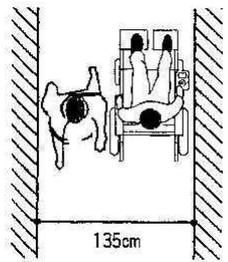
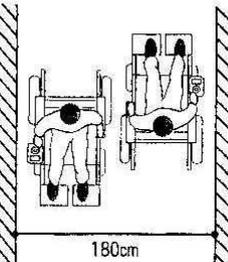
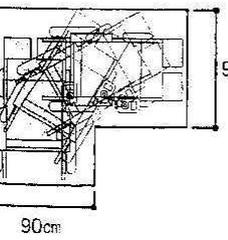
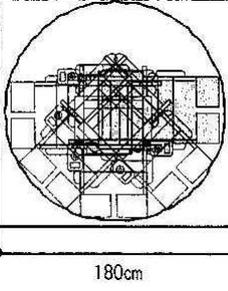
⑩	 <p>φ 150cm</p>	<p>手動車いすが 360 度方向転換（転回）することができる最小幅：150cm</p>	<p>※手動車いす使用者が 360 度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>
⑪	 <p>φ 210cm</p>	<p>手動車いすが片側の車輪を中心に 360 度方向転換（転回）することができる最小幅：210cm</p>	<p>※片麻痺により片手片足で操作する車いす使用者が 360 度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。</p>
⑫	 <p>140cm 程度 60~65cm</p>	<p>車いすに乗ったまま前方に手が届く範囲：60~65cm 車いすに乗ったまま上方に手が届く範囲：140cm</p>	<p>※物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ※座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ※扉などを押したり、手前に引いたりする行為は困難です。</p>
⑬	 <p>70~80cm</p>	<p>車いすに乗ったまま側方に手が届く範囲：70~80cm</p>	<p>※物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ※座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ※扉などを押したり、手前に引いたりする行為は困難です。</p>

【参考】

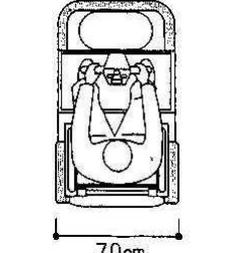
		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
<p>介助犬使用者</p>	 <p>120cm</p>	<p>介助犬使用者が通路等を通行しやすい幅：120cm</p>	<p>※手動車いすの全幅（70cm）に介助犬の幅（40cm）と余裕幅（10cm）を加えたものです。</p>

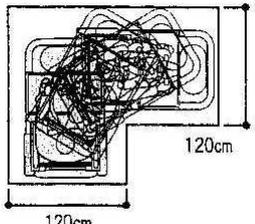
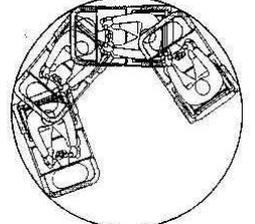
○電動車いす（自操用標準形）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		電動車いすの全幅：70cm	※電動車いすの全幅はハンドル形も含め、JIS規格（JIS T9203）で最大値を70cmとしています。
②		電動車いす使用者が通過することができる最小幅：80cm	※電動車いすの全幅（70cm）に余裕幅（10cm）を加えたものです。
③		電動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅：90cm	※前記②電動車いす使用者が通過することができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。
④		電動車いす使用者が傾斜路を通行することができる幅：100cm	※傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を前記③電動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅（90cm）に加えたものです。
⑤		電動車いす使用者が通路等を通しやすい幅（電動車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅）：120cm	※前記③電動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅（90cm）に余裕幅（30cm）を加えたものです。

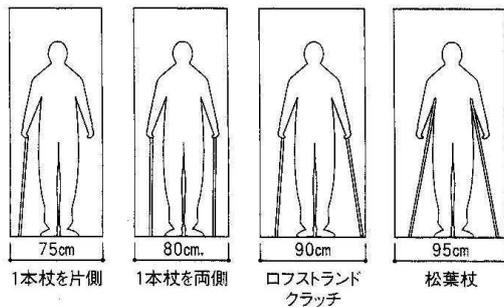
⑥		<p>電動車いす使用者が歩行者と対面ですれ違うことができる幅) : 135cm</p>	<p>※前記③電動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅 (90cm) に、人の歩行に要する幅 (45cm) を加えたものです。</p>
⑦		<p>電動車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅 : 180cm</p>	<p>※前記③電動車いす使用者が出入口等を通しやすい幅 (90cm) を2倍にしました。</p>
⑧		<p>電動車いすが通路等を直角に曲がるために通行することができる最小幅 : 90cm</p>	<p>※電動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>
⑨		<p>電動車いすが360度方向転換(転回)することができる最小幅 : 180cm</p>	<p>※電動車いす使用者が360度方向転換(転回)するために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>

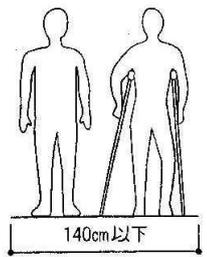
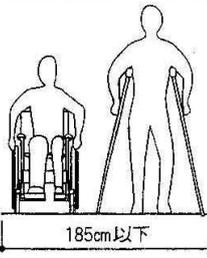
○電動車いす (自操用ハンドル形 : シルバーカー)

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		<p>自操用ハンドル形の全幅 : 70cm</p>	<p>※自操用ハンドル形の全幅は、JIS規格(JIS T9203)で最大値を70cmとしています。</p>

②		<p>自操用ハンドル形が通路等を直角に曲がるために通行することができる最小幅：120cm</p>	<p>※自操用ハンドル形が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>
③		<p>自操用ハンドル形が360度方向転換（転回）することができる最小幅：不特定</p>	<p>※実際に市販されている一般的な自操用ハンドル形は機種により必要とする幅が異なります。</p>

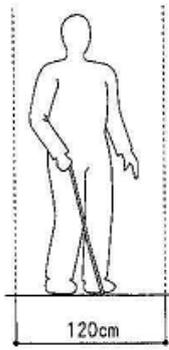
○杖使用者



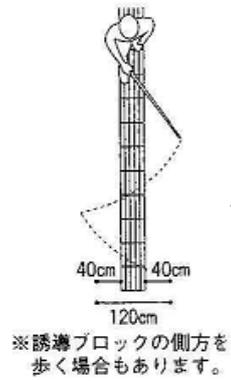
		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		<p>歩行者と松葉杖使用者のすれ違い寸法(140cm)</p>	<p>※松葉杖使用時に要する幅(95cm)に人の歩行に要する幅(45cm)を加えたものです。</p>
②		<p>車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法(185cm)</p>	<p>※松葉杖使用時に要する幅(95cm)に車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅(90cm)を加えたものです。</p>

○視覚障害者

白杖使用者の歩行幅員



白杖使用者の歩行幅員
(誘導ブロック付き)



視覚障害者と盲動犬の
必要寸法
※幅の寸法のみ



階段裏へのもぐり込みや
壁面からの突起物などに
留意します

